



会長	副会長		庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当	受付
	中澤	中澤			岡林

7 高医政第 1086 号
令和 7 年 12 月 5 日

一般社団法人 高知県医師会長 様

高知県健康政策部医療政策課長
(公 印 省 略)

かかりつけ医機能報告制度の開始について（依頼）

平素より本県の医療行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年度より、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規定に基づき、地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所の管理者は、当該医療機関が有するかかりつけ医機能の内容を都道府県知事に報告することとされており、令和 8 年 1 月より定期報告が開始されます。

つきましては、県内の医療機関へ別添写しのとおり依頼をいたしましたので、貴会会員への周知にご配慮いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、かかりつけ医機能報告制度に係る概要等については、当課ホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025082900169/>) に掲載しておりますことを申し添えます。

<問い合わせ先>
高知県健康政策部医療政策課
〒780-8570
高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
TEL : 088-823-9625、088-823-9749
FAX : 088-823-9137

(写)

7 高医政第 1086 号
令和 7 年 12 月 5 日

医療機関管理者様

高知県健康政策部医療政策課長
(公印省略)

かかりつけ医機能報告制度の開始について（依頼）

平素より本県の医療行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療法第 30 条の 18 の 4 の規定に基づき、令和 8 年 1 月より「かかりつけ医機能報告制度」の報告が始まります。この制度は、地域で必要とされるかかりつけ医機能の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることを目指すものです。

現在、医療法第 6 条の 3 の規定による医療機能情報提供制度については、毎年 1 月から 3 月末までに年 1 回の定期報告を G-MIS にてご報告いただいているところですが、あわせて、かかりつけ医機能に関する定期報告が必要となりますので、別添資料及び当課ホームページ掲載の資料をご確認のうえ、ご報告いただきますようお願ひいたします。

また、簡易的ではありますが、12 月 19 日（金）14 時よりオンライン説明会も行う予定ですでの、お時間が合う方はぜひご参加ください。

記

1. 対象機関

特定機能病院及び歯科診療所を除く、全ての病院・診療所

2. 報告方法

G-MIS ログイン画面内の「かかりつけ医機能報告制度」より入力（資料 2 参照）

ログイン URL : <https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

※初めにかかりつけ医機能報告を行い、次に医療機能情報の報告を行ってください。

3. 報告期間

令和 8 年 1 月 1 日～3 月 31 日（以降、毎年同様）

4. オンライン説明会

令和 7 年 12 月 19 日（金）14:00～14:30（終了時間は予定です）

ウェビナー ID : 994 4745 3202 パスコード : 046407

※Zoom ウェビナーを使用します。Zoom アプリ又は Zoom サイト (<https://zoom.us/join>) を立ち上げ、ID とパスコードを入力してご参加ください。

※オンライン説明会に参加される方で、かかりつけ医機能報告制度についてご質問がある場合は、事前に医療政策課宛にメールでお送りください。当日、可能な範囲で回答させていただきます。

(写)

別添資料

オンライン説明会ではこちらの資料を使用します。

資料1：かかりつけ医機能に関する法律の成立と制度概要・かかりつけ医機能報告制度
と医療機能情報提供制度の運用について

資料2：かかりつけ医機能報告マニュアル（医療機関用）

資料3：医療機関の皆様へ（リーフレット）

医療政策課ホームページ

当課ホームページに関連資料等を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

○かかりつけ医機能報告制度のこと

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025082900169/>

○医療機能情報提供制度のこと

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/koutiiryounet/>

問合せ窓口一覧

○G-MIS の操作方法、アカウント申請、システム全般に関するお問い合わせ

厚生労働省 G-MIS 事務局

メール：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

電話番号：050-3355-8230（土日祝日を除く平日9時～17時）

○報告制度に関するお問い合わせ

高知県医療政策課

メール：131301@ken.pref.kochi.lg.jp

電話番号：088-823-9625、088-823-9749

※混雑が予想されますので、お電話によるお問い合わせはなるべくお控えください。

資料を確認してもなお不明な点がある場合にお問い合わせください。

<本文書に関する問い合わせ先>

高知県健康政策部医療政策課

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL：088-823-9625、088-823-9749

FAX：088-823-9137

メール：131301@ken.pref.kochi.lg.jp

※令和6年10月18日 第1回かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会資料より抜粋

かかりつけ医機能に関する法律の成立と制度概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の概要

令和5年11月15日 第1回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料（一部改変）

○令和5年5月、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が成立し、かかりつけ医機能報告制度が創設された。（令和7年4月施行）

改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. こども・子育て支援の拡充

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法²、高齢者の医療の確保に関する法律等】

(略)

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

【健保法、高確法】

3. 医療保険制度の基盤強化等

【健保法、船保法、国保法、高確法等】

(略)

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ①かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ②医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う。

等

施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年内に政令で定める日、4②は公布後4年内に政令で定める日）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための 健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）

令和5年11月15日 第1回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料（一部改変）

- 附則において、施行後5年を目途として、必要に応じて内容を見直すこととされている。

附則（抄）

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

参議院附帯決議（抜粋）

- ◆ 新たに刷新・創設される医療機能情報提供制度及びかかりつけ医機能報告制度について、医療機関に報告を求める項目等の詳細が厚生労働省令に委任され、本法の審査過程において当該厚生労働省令の具体的な内容が明らかとならず、その詳細が本法成立後の有識者等による検討に委ねられたこと等を踏まえ、当該有識者等による検討結果や検討過程における議論の内容について、本法施行に先立ち、明らかにすること。また、当該有識者等による検討の場やその構成員について、決定次第、明らかにすること。
- ◆ 本法のかかりつけ医機能に関する制度改正については、同機能が発揮される第一歩と位置付け、全ての国民・患者がそのニーズに応じて同機能を有する医療機関を選択して利用できるよう、速やかに検討し、制度整備を進めること。また、同機能を有する医療機関に勤務しようとする者への教育及び研修の充実に加え、待遇改善やキャリアパスの構築支援等、これらの者が増加するような取組を推進すること。
- ◆ かかりつけ医機能報告の対象となる慢性の疾患有する高齢者その他の継続的な医療を要する者については、障害児・者、医療的ケア児、難病患者を含めるなど適切に定め、将来は、継続的な医療を要しない者を含め、かかりつけ医機能報告の対象について検討すること。

かかりつけ医機能が発揮される制度整備

○かかりつけ医機能が発揮される制度整備としては、（1）医療機能情報提供制度の刷新、（2）かかりつけ医機能報告の創設、（3）患者に対する説明で構成される。

趣旨

- かかりつけ医機能については、これまで医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における評価を中心に取り組まれてきた。一方で、医療計画等の医療提供体制に関する取組はこれまで行われていない。
- 今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要がある。
- その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、
 - ・ 国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を選択できるための情報提供を強化し、
 - ・ 地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備を行う。

概要

（1）医療機能情報提供制度の刷新（令和6年4月施行）

- ・ かかりつけ医機能（「 身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義）を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。

（2）かかりつけ医機能報告の創設（令和7年4月施行）

- ・ 慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能（①日常的な診療の総合的・継続的実施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など）について、各医療機関から都道府県知事に報告を求ることとする。
- ・ 都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。
- ・ 都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。

（3）患者に対する説明（令和7年4月施行）

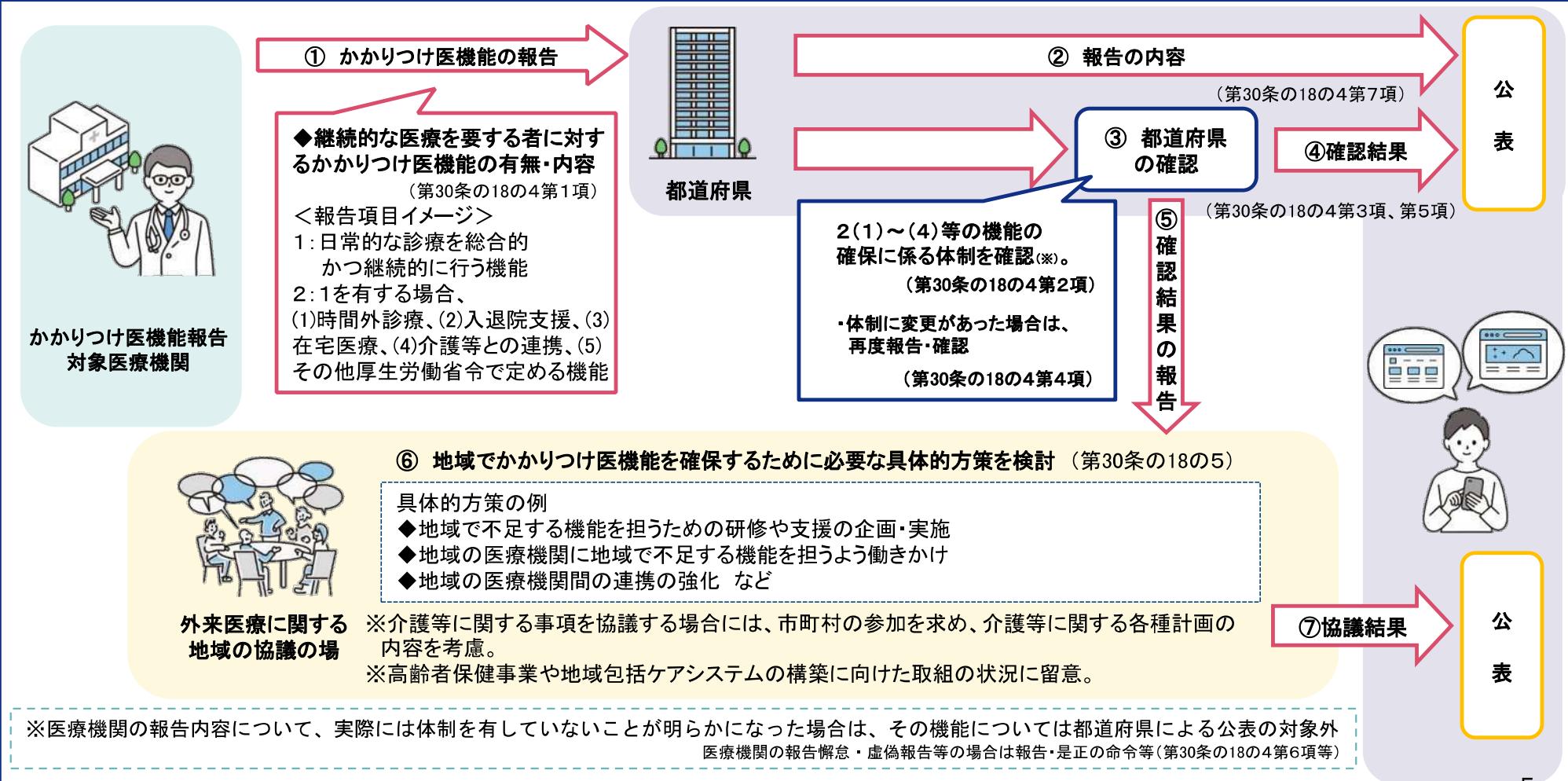
- ・ 都道府県知事による（2）の確認を受けた医療機関は、慢性疾患を有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

かかりつけ医機能報告の流れ

令和5年11月15日 第1回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告した医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



※令和7年10月20日 第4回かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会資料より抜粋

かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について

ひと、くらし、みらいのために

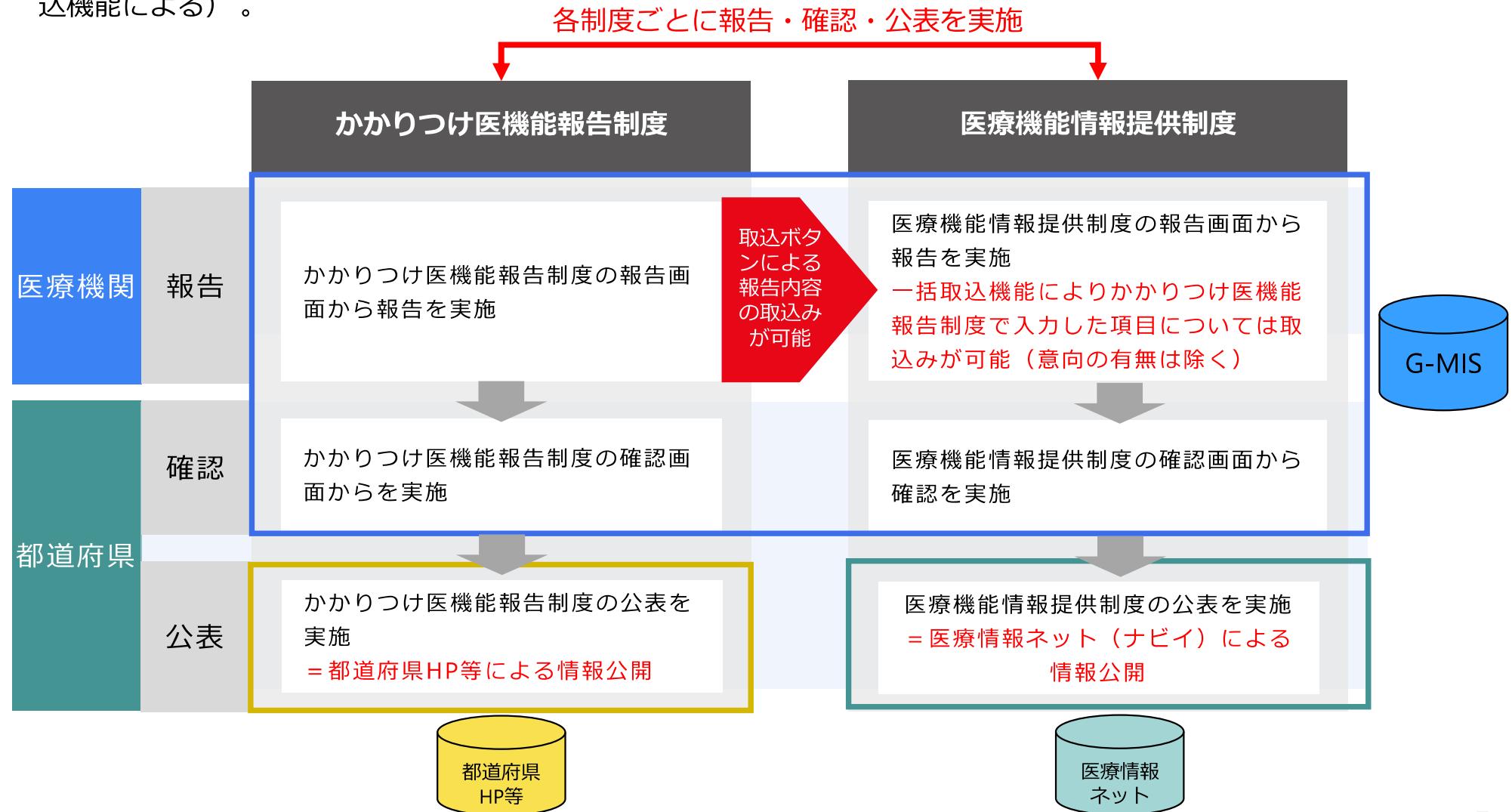


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

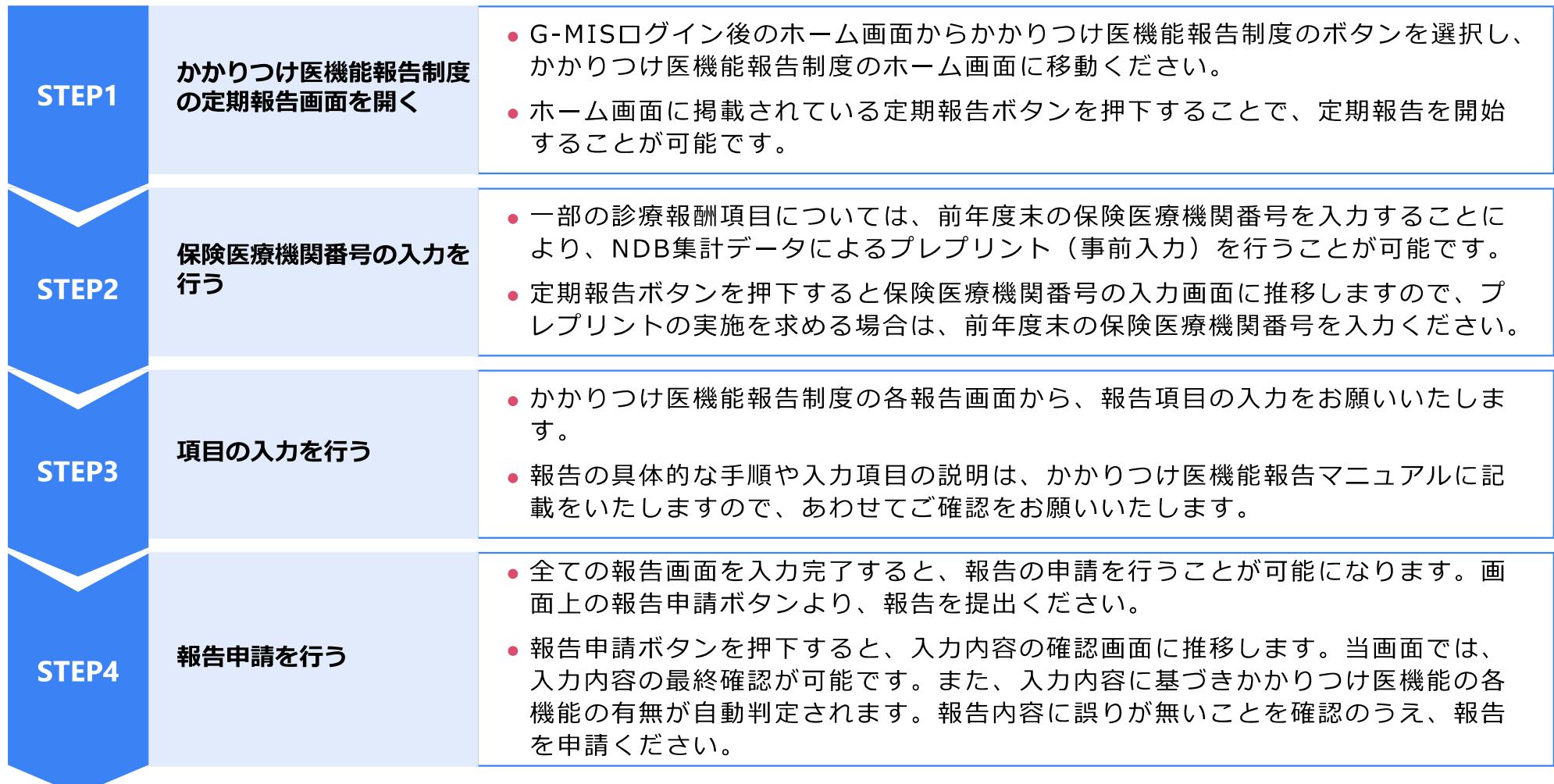
かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について

- かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用については以下のとおりです。
- かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度において、報告・確認・公表は各制度ごとに実施する必要がありますが、G-MISの機能を活用することにより、かかりつけ医機能報告項目の二重入力は不要となります（G-MISの取込機能による）。



かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について（報告業務）

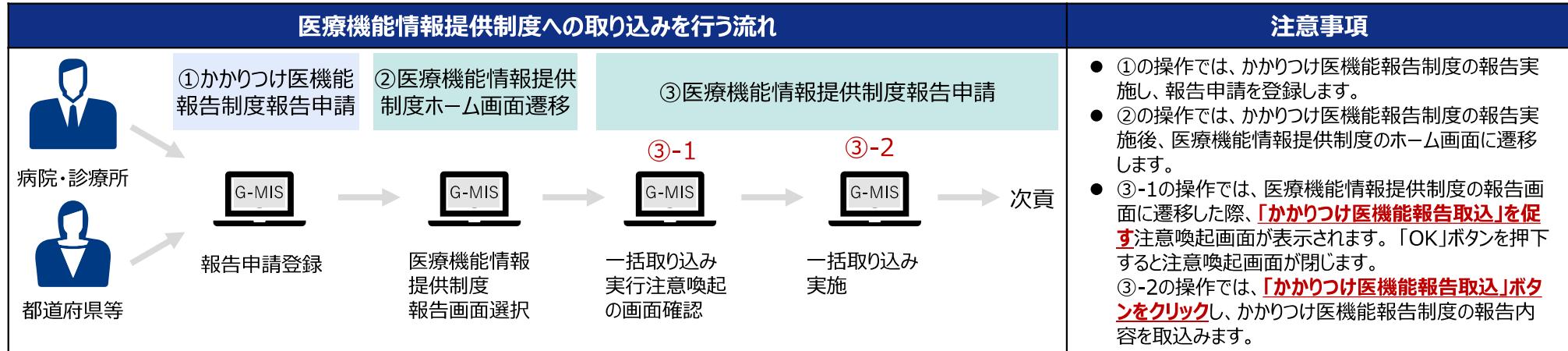
- かかりつけ医機能報告制度の報告の流れは以下のとおりです。かかりつけ医機能報告制度の報告完了後、医療機能情報提供制度の画面において、かかりつけ医機能報告の内容を一括で取り込み可能になります。
- かかりつけ医機能報告制度の報告の流れの詳細は、11月上旬を目途に発出予定のかかりつけ医機能報告マニュアルに記載する予定ですので、ご参照ください。



かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について（報告業務）

- かかりつけ医機能報告制度の画面にて報告申請を実施後、医療機能情報提供制度の報告画面にて、かかりつけ医機能報告制度の報告内容を一括で取り込むことが可能です。
- 医療機能情報提供制度へ取り込みを行う方法は以下のとおりです。

凡例	かかりつけ医機能報告制度画面	医療機能情報提供制度画面
----	----------------	--------------



③ 医療機能情報提供制度報告申請画面

はじめに「かかりつけ医機能報告取込」を実行してください。
(かかりつけ医機能報告を実施していない場合は先に実施してください。)

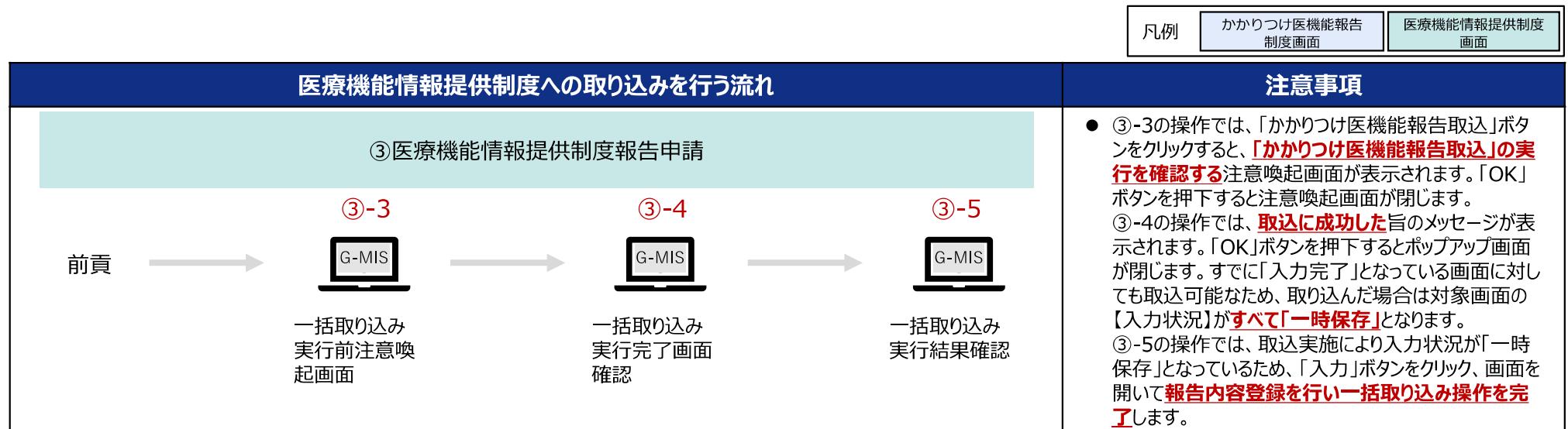
③-1 OK

③-2 かかりつけ医機能報告取込

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1. 健康・運動・サービス・アメニティに関する事項	1. (1) 基本情報	入力完了	2025/08/08 15:50:47	入力
	1. (1) 基本情報 (診療科別)	入力完了	2025/08/08 15:52:25	入力
	1. (1) 基本情報 (診療科別) 詳細	一時保存	2025/08/08 15:52:25	入力
2. (1) 診療内容・提供保健・医療・介護サービス (健康診査及び健康相談の実施) 詳細	2. (1) 診療内容・提供保健・医療・介護サービス (健康診査及び健康相談の実施) 入力ドック	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	2. (1) 診療内容・提供保健・医療・介護サービス (対応することができる予防接種) 詳細	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	2. (1) 診療内容・提供保健・医療・介護サービス (対応することができる在宅医療) 詳細	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	2. (1) 診療内容・提供保健・医療・介護サービス (対応することができる在宅医療)	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	◆2. (1) かかりつけ医機能報告取込用データを前に「指定回数」「レセプト件数」をプリセットしています。適宜修正してください。	一時保存	2025/08/08 15:08:30	入力
	3. 医療の実績、結果に関する事項	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	3. 医療の実績、結果に関する事項	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	3. 医療の実績、結果に関する事項	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	3. 医療の実績、結果に関する事項	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	3. 医療の実績、結果に関する事項	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力

かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について（報告業務）

- 医療機能情報提供制度へ取り込みを行う方法は以下のとおりです。（前頁の続き）



③ 医療機能情報提供制度報告申請画面

かかりつけ医機能報告取込を実行しますか？
取込対象画面のステータスはすべて「一時保存」となります。
報告を完了させる場合は、入力画面より登録完了をお願いいたします。

③-3

キャンセル OK

かかりつけ医機能報告データを取り込みました。
対象項目の存在する画面で内容をご確認ください。
なお、修正が必要な場合には「かかりつけ医機能報告」より修正を行ってください。

③-4

OK

厚生労働省 G-MIS 医療機関等情報支援システム

報告 2025年度_定期報告

正式名称 正式名称（フリガナ） 所在地 報告状況 締め状況 かかりつけ医機能報告日時 かかりつけ医機能報告取込

かかりつけ医機能報告取込対象の画面。および項目には◆を表示しています。
各項目の入力を行う場合は、「入力」ボタンをクリックし、各報告画面で内容を入力してください。
※「一括入力完了」ボタンをクリックすると、「入力」の状態から「入力完了」に変更可能です。（「一時保存」の状態からは変更されません。）
・入力状況がすべて「入力完了」であることを確認し、「報告」ボタンをクリックしてください。

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	1. (1) 基本情報	入力完了	2025/08/08 15:50:47	入力
	1. (1) 基本情報（診療科目）	入力完了	2025/08/08 15:52:25	入力
	1. (1) 基本情報（診療科目）詳細	一時保存	2025/08/08 15:52:25	入力
2. (1) 診療内容・提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実績）詳細	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力	
	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力	
	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力	
	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力	
	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力	
	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力	
	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力	
	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力	
	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力	
	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力	
◆2. (1) かかりつけ医機能報告内容・サービス（算定回数）を基準に「算定回数」「レセプト件数」をプリセットしています。適宜修正してください。	一時保存	2025/08/08 15:00:20	入力	
3. 医療の実績、結果に関する事項	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力	

③-5

かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について（報告業務）

- 一括で取り込みされる報告項目は、医療機能情報提供制度の報告画面において、以下のように◆印にて表示されます。また、一括で取り込みを行った項目は、かかりつけ医機能報告制度の報告内容との不整合を防ぐため、修正不可となります。
- また、前年度報告データ及びNDB集計データによるプレプリントは取り込みにより上書きされ、かかりつけ医機能報告制度にて入力した最新の情報が取り込まれる仕様となります。

■一括取込 未実施の場合

◆2. (1) かかりつけ医機能

自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況

① ◆入退院支援加算の算定回数（精神科を含む）
1111

自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況

◆開放型病院共同指導料(Ⅰ)の算定回数
2222

◆開放型病院共同指導料(Ⅰ)のレセプト件数
3333

◆退院時共同指導料 1 の算定回数（精神科を含む）
4444

キャンセル 一時保存 登録

①

- ・一括取込される項目は常にラベル名の先頭に◆を付与して表示されます。
- ・画面上編集可能な状態で表示されます。
- ・プレプリント対象項目（算定回数、レセプト件数）については前年度報告及びNDB集計データの値がプレプリントされた状態として表示されます。
※医療機能情報提供制度の保険医療機関番号確認画面にて照合を実施・完了した場合のみプレプリントされます。
- ※定期報告のみNDB集計データがプレプリントされ、新規報告、随時報告ではプレプリントされません。

■一括取込 実施済みの場合

◆2. (1) かかりつけ医機能

自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況

② ◆入退院支援加算の算定回数（精神科を含む）
5555

自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況

◆開放型病院共同指導料(Ⅰ)の算定回数
6666

◆開放型病院共同指導料(Ⅰ)のレセプト件数
6666

◆退院時共同指導料 1 の算定回数（精神科を含む）
7777

キャンセル 一時保存 登録

②

- ・一括取込される項目は一括取込実施後も常にラベル名の先頭に◆を付与して表示されます。
- ・取込対象項目はすべて画面上編集不可の状態となります。
- ・プレプリントされた項目は一括取込により最新の情報に更新されます。
※かかりつけ医機能報告制度の報告画面で未入力の場合は、医療機能情報提供制度の報告画面において未入力として更新されます。
- ※再度「かかりつけ医機能報告取込」ボタンが押下された場合は最新のかかりつけ医機能報告制度の報告内容に更新されます。

かかりつけ医機能報告マニュアル (医療機関用)

厚生労働省医政局総務課
令和 7 年 1 月

目次

1. かかりつけ医機能報告制度について	2
2. G-MIS操作手順ガイド（報告）	7
3. FAQ	50
4. 問い合わせ窓口	56
(参考) 報告項目一覧	58

1. かかりつけ医機能報告制度について

この制度は、かかりつけ医が患者の状況を定期的に報告する仕組みです。

報告内容には、治療状況、服薬状況、生活習慣などがあります。

この制度により、かかりつけ医と患者のコミュニケーションが強化され、安心して治療を受けられる環境が整います。

また、医療機関間での情報交換が容易になりますので、より効率的な治療が実現できます。

この制度は、かかりつけ医と患者の双方にとって大きな恩恵となる仕組みです。

ぜひ、この制度を利用し、安心して治療を受けられるよう努めてください。

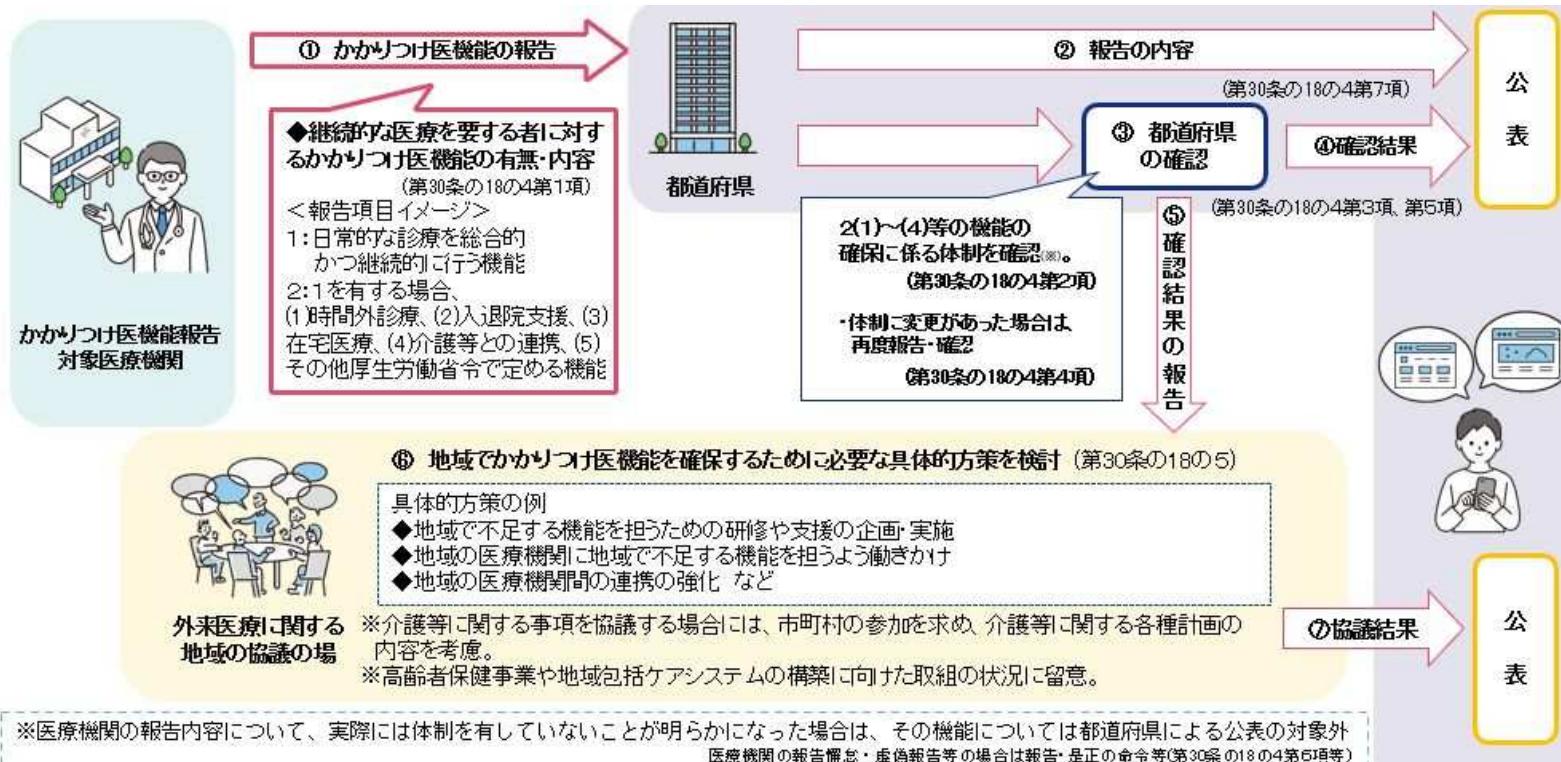
この制度は、かかりつけ医と患者の双方にとって大きな恩恵となる仕組みです。

ぜひ、この制度を利用し、安心して治療を受けられるよう努めてください。

かかりつけ医機能報告制度の概要

- 下図は、かかりつけ医機能報告制度の全体の流れを示したものです。医療機関（特定機能病院及び歯科医療機関を除く）は、毎年1月から3月の間に、かかりつけ医機能について都道府県知事に報告を行います。
- 都道府県知事は報告内容を確認し、地域関係者との協議の場において、かかりつけ医機能を確保するための具体的な方策を検討することになります。

図 かかりつけ医機能報告概要



かかりつけ医機能報告制度に基づく医療機関の実施事項

- 特定機能病院及び歯科医療機関を除く、全ての病院・診療所がかかりつけ医機能報告の対象となります。
各医療機関におけるかかりつけ医機能の内容について、①報告、②院内掲示、③患者説明の実施が必要となります。

医療機関の実施事項

本資料では報告に係る内容を中心にご説明します

毎年1～3月に、かかりつけ医機能の内容について都道府県に報告をお願いします。

※原則、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告となります。

①報告

1号機能

日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

2号機能

(1) 通常の診療時間外の診療 (口) 入退院時の支援

(ハ) 在宅医療の提供

(二) 介護サービス等と連携した医療提供

②院内掲示

かかりつけ医機能（1号機能）を有する医療機関の要件として、
報告したかかりつけ医機能の一定の内容を院内掲示する必要があります。
※G-MISにおいて、院内掲示用の様式を出力することができます。

③患者説明

おおむね4ヶ月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、
患者・家族から求めがあったときは、治療計画等についてご説明をお願いします。

※かかりつけ医機能を有する医療機関は、原則、医療法に基づく患者への説明が努力義務となります。

かかりつけ医機能報告制度の主なスケジュール

- かかりつけ医機能報告の主なスケジュールになります。
- 毎年1～3月**に、都道府県に対して、かかりつけ医機能報告（定期報告）を行っていただきますようお願いします。

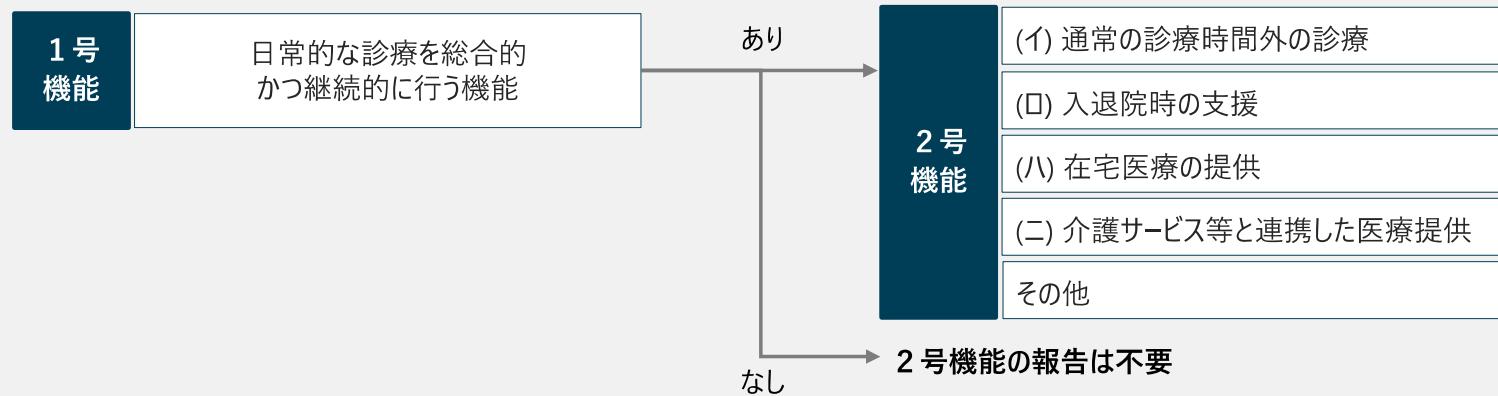
	11月頃	1～3月	4月～	11月頃
医療機関	都道府県からの定期報告依頼の受領	定期報告 ※G-MISにより報告	変更報告（随時） ※定期報告で報告した内容に変更が生じた場合	都道府県からの定期報告依頼の受領
都道府県	医療機関への定期報告依頼の発出	医療機関からの定期報告受領 都道府県による体制の有無の確認	報告内容の集計分析 報告内容及び確認結果の公表	協議の場での協議 医療機関への定期報告依頼

※本スケジュールはおおよその流れを記載したものであり、具体的な運用は都道府県ごとに異なります。詳細については、各都道府県へお問い合わせください。

報告を行うかかりつけ医機能について（1号機能及び2号機能）

- かかりつけ医機能報告は、大きく、下記の1号機能と2号機能に分けられます。
- 1号機能を有する医療機関においては、2号機能に係る報告事項についての報告を行うこととなります。

かかりつけ医機能報告の流れ



かかりつけ医機能が「有り」となる要件

< 1号機能 >

- 以下の報告事項のうち、（★）を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが1号機能を有することの要件となります。
 - 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること（★）
 - かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無
 - 17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（★）
 - 一次診療を行うことができる疾患
 - 医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む)（★）

< 2号機能 >

- 各報告事項のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが、各2号機能を有することの要件となります。

2. G-MIS操作手順ガイド（報告）

- ※ 1 報告にあたってはG-MISのユーザ名、パスワードに加え
保険医療機関番号が必要になりますのでお手元にご用意ください。
- ※ 2 スマートフォンやタブレットには対応しておりませんので、
お持ちのパソコンからご報告ください。
- ※ 3 本操作手順ガイドに記載の機能は定期報告開始日である
令和8年1月1日から利用可能です。

操作手順一覧

(i) ログイン

定期報告の案内を受領する	10
ユーザ名とパスワードを入力する	11
ログイン先のシステムを選択する	12

(ii) 定期報告

かかりつけ医機能報告制度画面を開く	13
定期報告画面を開く	14
保険医療機関番号を入力する	15
報告項目に入力する	16
入力内容を確認する	43
報告を完了する	45

(iii) その他

院内掲示用の帳票を出力する	46
各項目の入力形式	48

構成説明

「2.G-MIS操作手順ガイド（報告）」では、G-MIS画面の操作について以下の構成で説明します。

**(ii) 定期報告
入力内容を確認する (2/2)**

画面例

操作中のG-MIS画面例を示します。

注意事項

注意点（報告項目の説明等）を示します。

操作手順

G-MIS画面の操作説明を示します。

補足

操作説明の補足を示します。

(i) ログイン

定期報告の案内を受領する

1



① 都道府県から定期報告案内メールを受領します。

② 下記URLにアクセスします。

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>



定期報告の案内はメールのほかに、紙面による通知の場合もあります。

(i) ログイン

ユーザ名とパスワードを入力する

③ユーザ名を入力します。

④パスワードを入力します。

⑤「ログイン」をクリックします。



1. ユーザ名・パスワードは医療機能情報提供制度で作成したものを利用します。
2. ユーザ名を忘れた場合は厚生労働省G-MIS事務局までお問合せください。
【お問合せ先】
050-3355-8230（平日9時～17時）
3. 設定したパスワードを忘れた場合や、パスワードを変更したい場合はパスワードの再設定ができます。

(i) ログイン

ログイン先のシステムを選択する



⑥接続先選択画面の「G-MIS」をクリックします。

(ii) 定期報告

かかりつけ医機能報告制度画面を開く



①「かかりつけ医機能報告制度」をクリックします。

医療機能情報提供制度の報告では、かかりつけ医機能報告制度で報告した内容を取り込むことができます。そのため、**かかりつけ医機能報告制度の報告対象医療機関（特定機能病院および歯科診療所を除く病院・診療所）**は先にかかりつけ医機能報告制度より実施ください。

ログイン

定期報告

その他

(ii) 定期報告

定期報告画面を開く



機関コード : 900001 機関名 : [REDACTED]

厚生労働省からのお知らせ

定期報告等の実施前に必ず、①下記2点、②画面下部の「都道府県等の情報」のご確認をお願いします。
 ①「重要なお知らせ」機能、登録用の「所在地」の入力には都道府県名の入力が必要です。（かかりつけ医療機関登録制度）
 ②「医師・診療所の告げへ」（お知らせ）をクリックすると医療機関登録用の「保健医療機関登録準備」で、誤って「スキップする」をクリックしてしまった場合は戻す

定期報告 变更報告 報告取消

報告状況

報告年	報告月	報告日	更新年月日	更新年月日
2019年度	定期報告（かかりつけ医療機関登録制度）	未提出	2020-07-23	2020-07-22
2019年度	定期報告（かかりつけ医療機関登録制度）	未提出	2020-06-24	2020-07-18
2019年度	定期報告（かかりつけ医療機関登録制度）	提出済	2020-06-08	2020-06-24
2019年度	定期報告（かかりつけ医療機関登録制度）	未提出	2020-05-18	2020-07-08

②「定期報告」をクリックします。

③「OK」をクリックします。



(ii) 定期報告

保険医療機関番号を入力する

保険医療機関番号確認画面

保険医療機関番号を持つ医療機関は、診療報酬項目の「算定回数」および「レセプト件数」の前年度実績件数をプレプリントできます。

プレプリントが必要な場合、前年度末時点の保険医療機関番号を入力してください。

なお、一度スキップした場合、診療報酬項目の「算定回数」および「レセプト件数」の前年度実績件数について、NDB集計データによるプレプリントはおこなわれませんのでご注意ください。

前年度末時点の保険医療機関番号：
4

5 保険医療機関番号を
データベースと照合する

! a・b
スキップする

閉じる

データベースとの照合に成功しました。入力画面へ遷移します。

6 OK

④ 前年度末時点の保険医療機関番号を入力します。

⑤ 「保険医療機関番号をデータベースと照合する」をクリックします。

⑥ 「OK」をクリックします。



a. 保険医療機関番号が不明等の理由で入力ができない場合、「スキップする」をクリックし⑦の手順に遷移します。

b. 「スキップする」をクリックすると、診療報酬項目の「算定回数」および「レセプト件数」がプレプリント（自動入力）されませんので、ご注意ください。なお、誤って「スキップする」をクリックした場合でも、手順②で「報告取消」をしたうえで、「定期報告」をクリックすると入力し直すことができます。



④⑤⑥の手順を一度通過すると、次回以降のアクセス時は⑦の画面に遷移します。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する
(調査票入力一覧画面)

分類	項目	入力状況	更新日時
1号機能	(1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	未入力	2025-01-01 00:00:00
2号機能	(1) 通常の診療時間外の診療 (2) 入退院時の支援 (3) 在宅医療の提供 (4) 各種サービス等と連携した医療提供 (5) その他の報告事項	未入力 未入力 未入力 未入力 未入力	2025-01-01 00:00:00 2025-01-01 00:00:00 2025-01-01 00:00:00 2025-01-01 00:00:00 2025-01-01 00:00:00

⑦「1号機能 (1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能」の「入力」をクリックします。



(④～⑥の保険医療機関番号をデータベースと照合する手順を実施し、成功した場合) 診療報酬項目の「算定回数」および「レセプト件数」の前年度実績件数が自動入力されています。各項目の「入力」をクリックしてご確認ください。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(1号機能 (1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能) (1/5)

(1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

⑧

連絡担当者
①②記入日 ③

2026/2/1

*記入者（氏名）

記入者（フリガナ）

役職名

連絡先ファクシミリ番号 ④

*電子メールアドレス ⑤

「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示により公表していること

③ キャンセル 一時保存 登録

⑧各報告項目に入力します。

- 令和8年度以降は前年度の回答内容が自動で入力されます。変更がある項目について修正をお願いします。
- 「*」が付されている項目は必須項目です。
- 作業を途中で中断する場合は「一時保存」をクリックします。

(次ページに続く)

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(1号機能 (1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能) (2/5)

(1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

「かかりつけ医機能（1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）全て無し」として一括報告を実施する

※本項目へチェックを入れた場合、かかりつけ医機能（1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）の判定用項目全てに「無し」と入力されます

8

基本情報は医療機能情報提供制度で報告された情報を表示しています。基本情報の変更が必要な場合は医療機能情報提供制度より変更してください。
なお基本情報のうち、都道府県コード、都道府県名、機関コード、機関区分、保険医療機関番号は医療機能情報提供制度の報告画面では変更できません。

「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示により公表していること

*「具体的な機能」の有無及び「報告事項」の院内掲示による公表

① 無し（意向無し） 無し（意向有り） **有り**

※かかりつけ医機能に関する院内掲示を行っている場合は「有り」
をご選択ください。

かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無

*かかりつけ医機能に関する研修の修了者 ①

無し **有り**

(次ページに続く)

⑧ 各報告項目に入力します。 (前ページの続き)

!1

画面に記載の「具体的な機能」は法令に定めるかかりつけ医機能（1号機能）

（※）を指しております。かかりつけ医機能を有することについて院内掲示を行っている場合は「有り」をご選択ください。

（※）継続的な医療を要する患者に対して、発生頻度の高い疾患についての診療を行い、日常的な診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療・保健指導を行い、必要な場合には、地域の医師・医療機関と協力して解決策を提供する機能。

!2

かかりつけ医機能に関係すると考える任意の研修を修了した者がいる場合は、「有り」を選択してください。なお、常勤、非常勤は問いません。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(1号機能 (1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能) (3/5)

8

総合診療専門医の有無

*総合診療専門医 ①

総合診療専門医数（常勤換算） ①
1.0

*一次診療の対応ができる領域

該当無し

<input checked="" type="checkbox"/> 皮膚・形成外科領域	<input type="checkbox"/> 神経・脳血管領域	<input type="checkbox"/> 精神科・精神科領域
<input type="checkbox"/> 眼領域	<input type="checkbox"/> 耳鼻咽喉領域	<input type="checkbox"/> 呼吸器領域
<input type="checkbox"/> 消化器系領域	<input type="checkbox"/> 肝・胆道・脾臓領域	<input type="checkbox"/> 循環器系領域
<input type="checkbox"/> 腎・泌尿器系領域	<input type="checkbox"/> 産科領域	<input type="checkbox"/> 婦人科領域
<input type="checkbox"/> 乳腺領域	<input checked="" type="checkbox"/> 内分泌・代謝・栄養領域	<input type="checkbox"/> 血液・免疫系領域
<input type="checkbox"/> 筋・骨格系及び外傷領域	<input type="checkbox"/> 小兒領域	

(次ページに続く)

⑧各報告項目に入力します。
(前ページの続き)

! 3 常勤/非常勤に関わらず、総合診療専門医が勤務している場合は、「有り」をご選択ください。

! 4 一次診療が対応可能な領域をすべてご選択ください。該当する領域がない場合は、「該当無し」をご選択ください。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(1号機能 (1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能) (4/5)

8

*一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患（例）

<input type="checkbox"/> 該当無し			
<input type="checkbox"/> 貧血	<input checked="" type="checkbox"/> 糖尿病	<input checked="" type="checkbox"/> 脂質異常症	
<input type="checkbox"/> 統合失調症	<input type="checkbox"/> うつ（気分障害、躁うつ病）	<input type="checkbox"/> 不安、ストレス（神経症）	
<input type="checkbox"/> 睡眠障害	<input type="checkbox"/> 認知症	<input type="checkbox"/> 頭痛（片頭痛）	
<input type="checkbox"/> 脳梗塞	<input type="checkbox"/> 末梢神経障害	<input type="checkbox"/> 結膜炎、角膜炎、涙腺炎	
<input type="checkbox"/> 白内障	<input type="checkbox"/> 緑内障	<input type="checkbox"/> 近視・遠視・老眼（屈折及び調節の異常）	
<input type="checkbox"/> 中耳炎・外耳炎	<input type="checkbox"/> 難聴	<input checked="" type="checkbox"/> 高血压	
<input type="checkbox"/> 狹心症	<input type="checkbox"/> 不整脈	<input type="checkbox"/> 心不全	
<input type="checkbox"/> 喘息・COPD	<input checked="" type="checkbox"/> かぜ、感冒	<input checked="" type="checkbox"/> アレルギー性鼻炎	
<input checked="" type="checkbox"/> 下痢、胃腸炎	<input checked="" type="checkbox"/> 便秘	<input type="checkbox"/> 慢性肝炎（肝硬変、ウイルス性肝炎）	
<input checked="" type="checkbox"/> 皮膚の疾患	<input type="checkbox"/> 関節症（関節リウマチ、脱臼）	<input type="checkbox"/> 骨粗しょう症	
<input type="checkbox"/> 腰痛症	<input type="checkbox"/> 頸腕症候群	<input type="checkbox"/> 外傷	
<input type="checkbox"/> 骨折	<input type="checkbox"/> 前立腺肥大症	<input type="checkbox"/> 慢性腎臓病	
<input type="checkbox"/> 更年期障害	<input type="checkbox"/> 乳房の疾患	<input type="checkbox"/> 正常妊娠・産じょくの管理	
<input type="checkbox"/> がん	<input type="checkbox"/> その他の疾患		

!5

⑧各報告項目に入力します。
(前ページの続き)

!5

一次診療の対応ができる領域等も踏まえつつ、実際に一次診療を行うことができる疾患をすべてご選択ください。一部の項目は、括弧内に例示として、特定の症状や疾患が記載されています。これは、そのカテゴリーに含まれる代表的な症例を示しており、必ずしもその特定の疾患に限定されるものではありません。

(次ページに続く)

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(1号機能 (1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能) (5/5)

8

医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）

*医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）

不可（意向無し） 不可（意向有り） 可能

! 6

特記事項（1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）

特記事項 ①

1号機能（日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）の有無の自動判別項目

1号機能（日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）

無し

有り

! 7

その他の報告事項

キャンセル

一時保存

登録

9

⑧ 各報告項目に入力します。（前ページの続き）

⑨ 入力が完了した後、「登録」をクリックします。

! 6

自身の専門領域にかかわらず、患者からの医療や健康等への相談に対応している場合は、「可能」をご選択ください。

! 7

入力内容に応じて1号機能の有無が自動で判定されます。
「無し」と反映された場合は、2号機能の入力は不要です。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する (調査票入力一覧画面)

ホーム 調査 v お知らせ お問合せ FAQ レポート v 医療機関マスター 検索キーワードを入力してください 検索ボタン

報告 2025年度_定期報告（かかりつけ医機能報告制度）

正式名称 正式名称（フリガナ） 所在地 報告状況 確認状況

報告中

各機能の有無

日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	通常の診療時間外の診療	入退院時の支援	在宅医療の提供	介護サービス等と連携した医療提供
あり	なし	なし	なし	なし

各項目の入力を行う場合は、「入力」ボタンをクリックし、各報告画面で内容を入力してください。
下記の各項目にかかる「入力状況」がすべて「入力完了」であることを確認し、「報告」ボタンをクリックしてください。

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1号機能	(1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	入力完了	2025/2/1 10:56:31	10 入力
2号機能	(1) 通常の診療時間外の診療	未入力		入力
	(2) 入退院時の支援	未入力		入力
	(3) 在宅医療の提供	未入力		入力
	(4) 介護サービス等と連携した医療提供	未入力		入力
	(5) その他の報告事項	未入力		入力

⑩「2号機能（1）通常の診療時間外の診療」の「入力」をクリックします。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (1) 通常の診療時間外の診療) (1/4)

11

(1) 通常の診療時間外の診療

11

自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況

在宅当番医制（地域患者の時間外等外来に係る複数医療機関による輪番体制）への参加 ①
有り（月1回） !1

休日夜間急患センター等に参加 ②
有り（月1回） !2

自院の外来患者又は家族からの平日準夜帯（概ね午後6時から午後10時）の対応③

- 無し（意向無し）
- 無し（意向有り（自院での診療時間外の診療対応））
- 無し（意向有り（自院での診療時間外の電話対応））
- 無し（意向有り（自院での一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の診療対応））
- 無し（意向有り（自院での一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の電話対応））
- 有り（自院での診療時間外の診療対応）
- 有り（自院での診療時間外の電話対応）
- 有り（自院での一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の診療対応）
- 有り（自院での一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の電話対応）

11 各報告項目に入力します。

!1

在宅当番医制に参加している場合は、「有り」の中で該当する項目をご選択ください。月ごとの平均回数は、前年の1月1日から12月31日までの実績を基に計算してください。

!2

休日夜間急患センター又はそれに類似する施設に医師を派遣している場合は、「有り」の中で該当する項目をご選択ください。月ごとの平均回数は、前年の1月1日から12月31日までの実績を基に計算してください。

(次ページに続く)

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (1) 通常の診療時間外の診療) (2/4)

11

自院の外来患者又は家族からの平日深夜帯（概ね午後10時から明朝6時）の対応①

- 無し（意向無し）
- 無し（意向有り（自院での診療時間外の診療対応））
- 無し（意向有り（自院での診療時間外の電話対応））
- 無し（意向有り（自院での一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の診療対応））
- 無し（意向有り（自院での一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の電話対応））
- 有り（自院での診療時間外の診療対応）
- 有り（自院での診療時間外の電話対応）
- 有り（自院での一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の診療対応）
- 有り（自院での一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の電話対応）

⑪ 各報告項目に入力します。
(前ページの続き)

(次ページに続く)

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (1) 通常の診療時間外の診療) (3/4)

11

自院の外来患者又は家族からの休日の対応①

- 無し（意向無し）
- 無し（意向有り（自院での診療時間外の診療対応））
- 無し（意向有り（自院での診療時間外の電話対応））
- 無し（意向有り（自院での一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の診療対応））
- 無し（意向有り（自院での一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の電話対応））
- 有り（自院での診療時間外の診療対応）
- 有り（自院での診療時間外の電話対応）
- 有り（自院での一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の診療対応）
- 有り（自院での一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の電話対応）

通常の診療時間外の診療に係る診療報酬項目

以降の☆の付いた報告項目については昨年度のレセプトデータをもとに値をプリセットしています。適宜修正してください。

自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況

自院における時間外対応加算の届出

時間外対応加算 3

! 3

⑪各報告項目に入力します。
(前ページの続き)

! 3

診療報酬項目については、前年度のレセプトデータの値がプレプリント（自動入力）されていますが、各医療機関においてもご確認ください。以降の他の診療報酬項目についても同様です。

(次ページに続く)

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (1) 通常の診療時間外の診療) (4/4)

11

自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況

時間外加算または時間外特例医療機関加算の算定回数（初診料、再診料、外来診療料分）
★ 180

深夜加算の算定回数（初診料、再診料、外来診療料分）
★ 0

休日加算の算定回数（初診料、再診料、外来診療料分）
★ 0

夜間・早朝等加算の算定回数（初診料、再診料分）
★ 1,000

特記事項（2号機能：通常の診療時間外の診療）
特記事項

2号機能（イ）（通常の診療時間外の診療）の有無の自動判別項目

2号機能（イ）（通常の診療時間外の診療） ○

なし 有り ! 4

キャンセル 一時保存 登録 12

⑪各報告項目に入力します。
(前ページの続き)

⑫入力が完了した後、「登録」をクリックします。

! 4

入力内容に応じて機能の有無が自動で判定されます。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する (調査票入力一覧画面)

各項目の入力を行なわれる時は、「入力」ボタンをクリックし、各報告画面で内容を入力してください。
下記の各項目にかかる「入力状況」がすべて「入力完了」であることを確認し、「報告」ボタンをクリックしてください。

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1号機能	(1) 日常的な診療を組合併かつ統合的に行なう機能	入力完了	2026/2/1 16:56:38	入力
2号機能	(1) 通常の診療時間外の診療	入力完了	2026/2/1 16:56:38	13 入力
	(2) 入退院時の支援	未入力		入力
	(3) 在宅医療の提供	未入力		入力
	(4) 介護サービス等と連携した医療提供	未入力		入力
	(5) その他の報告事項	未入力		入力

⑬「2号機能（2）入退院時の支援」の「入力」をクリックします。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (2) 入退院時の支援) (1/3)

14

(2) 入退院時の支援

!1

自院又は連携による後方支援病床の確保状況、連携して確保する場合は連携医療機関の名称

自院又は連携による後方支援病床（在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床）の確保 ①

有り（連携による確保）

自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況

地域の入退院支援ルールや地域連携クリティカルパス
への参加状況

有り（入退院支援ルール及び地域連携クリティカルパスへの参加状況）

参加する地域連携クリティカルパス

- | | | |
|---------------------------------|---|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 肺がん | <input type="checkbox"/> 胃がん | <input type="checkbox"/> 大腸がん |
| <input type="checkbox"/> 肝がん | <input type="checkbox"/> 乳がん | <input type="checkbox"/> 脳卒中 |
| <input type="checkbox"/> 急性心筋梗塞 | <input checked="" type="checkbox"/> 糖尿病 | <input type="checkbox"/> 大腿骨頭部 |
| <input type="checkbox"/> その他 | | |

特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数

特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数（月平均） ①

4～6人

(次ページに続く)

⑭ 各報告項目に入力します。

!1

自院又は連携により、在宅患者が病状悪化で入院が必要になった際に受入れができる病床を確保している場合は、「有り」の中で該当する項目をご選択ください。

!2

特定機能病院 / 地域医療支援病院 / 紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数（月平均）について、該当する項目をご選択ください。

外来患者数（月平均）は、前年度の外来患者延べ数（在宅患者数を除く）を前年度1年間の外来診療を行った月数で割った数値となります。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (2) 入退院時の支援) (2/3)

14

入退院時の支援に係る診療報酬項目
これ以降の☆の付いた報告項目については昨年度のレセプトデータをもとに値をプリセットしています。適宜修正してください。

自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況

入退院支援加算の算定回数（精神科を含む）
☆ 0

自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況

開放型病院共同指導料（I）の算定回数
☆ 80

開放型病院共同指導料（I）のレセプト件数
☆ 30

退院時共同指導料（I）の算定回数（精神科を含む）
☆ 10

地域連携診療計画加算の算定回数
☆ 0

開放型病院共同指導料（II）の算定回数
☆ 0

⑭ 各報告項目に入力します。
(前ページの続き)

(次ページに続く)

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (2) 入退院時の支援) (3/3)

14

開放型病院共同指導料（II）のレセプト件数 ☆ 0
退院時共同指導料2の算定回数（精神科を含む） ☆ 0
介護支援等連携指導料の算定回数 ☆ 0
特記事項（2号機能：入退院時の支援） 特記事項 ①

2号機能（□）（入退院時の支援）の有無の自動判別項目

2号機能（□）（入退院時の支援） ①

無し 有り ! 3

15

キャンセル 一時保存 登録

14 各報告項目に入力します。
(前ページの続き)

15 入力が完了した後、「登録」を
クリックします。

! 3

入力内容に応じて機能の有無が自動で
判定されます。

(ii) 定期報告 報告項目に入力する (調査票入力一覧画面)

The screenshot shows the 'Report' section of the G-MIS interface. At the top, there are tabs for Home, Report, and Report List. Below the tabs, there are search fields for '正式名' (Official Name), '正式名姓 (フリガナ)' (Official Name Surname), '所在地' (Location), '報告状況' (Report Status) set to '報告中' (In Progress), and '既往状況' (Past History) set to '-'. Under '既往状況' (Past History), there is a table with five columns: '日常的な診療を組合的かつ継続的に行う橿田' (Kishida), '通常の診療時間外の診療' (Out-of-hours treatment), '入退院時の支援' (Support during hospital admissions), '在宅医療の提供' (Home medical care provision), and '介護サービス等と連携した医療提供' (Collaborative medical care provision). All entries in this table are marked with '有り' (Yes). Below this table, a note says: '各項目の入力を行う場合は、「入力」ボタンをクリックし、各報告画面で内容を入力してください。下記の各項目にかかる「入力状況」がすべて「入力完了」であることを確認し、「報告」ボタンをクリックしてください。' (If you want to input each item, click the 'Input' button and enter the content in the respective report screen. Confirm that all items under 'Input Status' are 'Input Completed' and then click the 'Report' button.) A large red circle highlights the 'Input' button (入力) in the last column of the table.

⑯「2号機能（3）在宅医療の提供」の「入力」をクリックします。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (3) 在宅医療の提供) (1/4)

17

(3) 在宅医療の提供

自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況

訪問診療の実施

無し（意向無し） 無し（意向有り） **有り**

自院において主治医として管理している在宅患者数
31～60人

在宅患者に対する連絡体制の確保状況 ①

有り（自院での一定の対応に加えて他医療機関等と連携して24時間対応）

在宅患者に対する往診体制の確保状況 ②

有り（自院での一定の対応に加えて他医療機関と連携して日中のみ対応）

在宅患者に対する訪問看護体制の確保状況 ③

有り（自院での一定の対応に加えて訪問看護ステーションと連携して24時間…）

(次ページに続く)

⑯ 各報告項目に入力します。

!1

在宅患者に対して個別に連絡先の共有をおこなうなど何らかの対応をされている場合は一定の対応をおこなっているものとして、「有り」の中で該当する項目をご選択ください。「他医療機関等と連携」とは、自院以外の医療機関や専門のコールセンター等と協力し、在宅患者に対する連絡体制を確保していることを指します。

!2

在宅患者に対する往診体制を確保している場合は、「有り」の中で該当する項目をご選択ください。

!3

在宅患者に対する訪問看護の体制を確保している場合は、「有り」の中で該当する項目をご選択ください。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (3) 在宅医療の提供) (2/4)

17

在宅医療の提供に係る診療報酬項目

これ以降の☆付いた報告項目については昨年度のレセプトデータをもとに値をプリセットしています。適宜修正してください。

自院における訪問診療の診療報酬項目の算定状況

在宅患者訪問診療料（Ⅰ）1の算定回数	1,000
在宅患者訪問診療料（Ⅰ）1のレセプト件数	500
在宅患者訪問診療料（Ⅰ）2の算定回数	130
在宅患者訪問診療料（Ⅰ）2のレセプト件数	120
乳幼児加算の算定回数（在宅患者訪問診療料（1）+（2））	0
在宅時医学総合管理料の算定回数	300

自院における往診の診療報酬項目の算定状況

往診料の算定回数	100
夜間往診加算の算定回数	0
深夜往診加算の算定回数	0
休日往診加算の算定回数	0
緊急往診加算の算定回数	15
往診時医療情報連携加算（往診料）の算定回数	0

⑯各報告項目に入力します。
(前ページの続き)

(次ページに続く)

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (3) 在宅医療の提供) (3/4)

17

自院における訪問看護の診療報酬項目の算定状況

在宅患者訪問看護・指導料の算定回数

 110

在宅患者訪問看護・指導料のレセプト件数

 30

同一建物居住者訪問看護・指導料の算定回数

 800

同一建物居住者訪問看護・指導料のレセプト件数

 300

精神科訪問看護・指導料（I）の算定回数

 0

精神科訪問看護・指導料（I）のレセプト件数

 0

精神科訪問看護・指導料（III）の算定回数

 0

精神科訪問看護・指導料（III）のレセプト件数

 0⑯ 各報告項目に入力します。
(前ページの続き)

(次ページに続く)

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (3) 在宅医療の提供) (4/4)

17

自院における訪問看護指示料の診療報酬項目の算定状況
訪問看護指示料の算定回数（精神科を含む）
☆ 100

自院における在宅看取りの実施状況
看取り加算または在宅ターミナルケア加算のレセプト
件数
☆ 100

特記事項（2号機能：在宅医療の提供）
特記事項 ①

2号機能（ハ）（在宅医療の提供）の有無の自動判別項目
2号機能（ハ）（在宅医療の提供） ①
無し 有り ! 4

キャンセル 一時保存 登錄 18

⑯ 各報告項目に入力します。
(前ページの続き)

⑰ 入力が完了した後、「登録」を
クリックします。

! 4

入力内容に応じて機能の有無が自動で
反映されます。

(ii) 定期報告 報告項目に入力する (調査票入力一覧画面)

The screenshot shows the 'Report List' page for the '2025 Annual Report (Reporting System for Medical Function Cooperation)'. The top navigation bar includes links for Home, Survey, Information, Inquiry, FAQ, Report, and Medical Institution Master. A search bar at the top right allows users to enter keywords. Below the header, there are sections for basic information (正式名称, 正式名称 (フリガナ), 所在地, 報告状況, 疑義状況) and service status (各機能の有無). A table below lists five service items: 日常的な診療を組合せかつ継続的に行う機能 (有り), 通常の診療時間外の診療 (有り), 入退院時の支援 (有り), 在宅医療の提供 (有り), and 介護サービス等と連携した医療提供 (なし). A note at the bottom instructs users to click the 'Input' button if they have entered data. Below this, a detailed table lists specific services under '1号機能' and '2号機能', each with an 'Input Status' column (入力完了 or 未入力), a 'Last Update Date' column (2026/2/1 16:56:38), and an 'Input' button. The '1号機能' section has one row highlighted in green, and the '2号機能' section has four rows highlighted in green. The 'Input' button for the last row in the '2号機能' section is circled in red.

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1号機能	(1) 日常的な診療を組合せかつ継続的に行う機能	入力完了	2026/2/1 16:56:38	<input type="button" value="入力"/>
2号機能	(1) 通常の診療時間外の診療	入力完了	2026/2/1 16:56:38	<input type="button" value="入力"/>
	(2) 入退院時の支援	入力完了	2026/2/1 16:56:38	<input type="button" value="入力"/>
	(3) 在宅医療の提供	入力完了	2026/2/1 16:56:38	<input type="button" value="入力"/>
	(4) 介護サービス等と連携した医療提供	未入力		<input type="button" value="19
入力"/>
	(5) その他の報告事項	未入力		<input type="button" value="入力"/>

⑯「2号機能 (4) 介護
サービス等と連携した医
療提供」の「入力」をク
リックします。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (4) 介護サービス等と連携した医療提供) (1/4)

20

(4) 介護サービス等と連携した医療提供

介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況

主治医意見書の作成	無し（意向無し）	無し（意向有り）	有り
介護支援専門員や相談支援専門員と相談機会の設定・サービス担当者会議等への参加	無し（意向無し）	無し（意向有り）	有り
地域ケア会議・市町村の在宅医療介護連携推進事業による協議の場への参加	無し（意向無し）	無し（意向有り）	有り
居宅療養管理指導の対応	無し（意向無し）	無し（意向有り）	有り

介護保険施設等における医療の提供状況

(次ページに続く)

②各報告項目に入力します。

! 1

前年の1月1日～12月31日までの間に主治医意見書を作成している場合は、「有り」をご選択ください。

! 2

前年の1月1日～12月31日までの間に介護支援専門員や相談支援専門員との相談機会又はサービス担当者会議やそれに類似する会議に参加した場合は、「有り」をご選択ください。

! 3

前年の1月1日～12月31日までの間に地域ケア会議又は市町村の在宅医療介護連携推進事業による協議の場に、参加した場合は、「有り」をご選択ください。

! 4

前年の1月1日～12月31日の間に居宅療養管理指導を実施している場合は、「有り」をご選択ください。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (4) 介護サービス等と連携した医療提供) (2/4)

20

介護保険施設等における医療の提供体制

- 無し（意向無し）
- 無し（意向有り（入所者の病状が急変した場合等に常時相談を受ける体制））
- 無し（意向有り（入所者の病状が急変した場合等に介護保険施設等からの診療の求めに応じて常時診療を行う体制））
- 無し（意向有り（入所者の病状が急変した場合等に入院を要すると認められた入所者の入院を原則受け入れる体制））
- 有り（入所者の病状が急変した場合等に常時相談を受ける体制）
- 有り（入所者の病状が急変した場合等に介護保険施設等からの診療の求めに応じて常時診療を行う体制）
- 有り（入所者の病状が急変した場合等に入院を要すると認められた入所者の入院を原則受け入れる体制）

自院において主治医として管理している施設入居中の患者数

61～100人

地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況

地域の医療介護情報共有ネットワーク（システムを含む）の仕組みへの参加

無し（意向無し） 無し（意向有り） **有り**

参加している情報共有ネットワーク ①

(次ページに続く)

②〇各報告項目に入力します。
(前ページの続き)

!5

主治医や配置医として管理する高齢者施設等に入居中の患者数について、該当する項目をご選択ください。患者数は当年度の1月1日時点とします。

<対象施設>

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設

!6

地域の医療や介護に関する情報共有の枠組みや、ICTを用いた患者情報の共有ネットワークに参加している場合は、「有り」をご選択ください。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (4) 介護サービス等と連携した医療提供) (3/4)

20

ACPの実施状況

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン等を踏まえた適切な意思決定支援に関する指針策定の状況

未策定

策定済

人生の最終段階における医療・ケアに関する情報等を介護支援専門員や相談支援専門員へ提供

無し（意向無し）

無し（意向有り）

有り

介護サービス等と連携した医療提供に係る診療報酬項目

介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況

在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定回数

☆ 20

介護保険施設等における医療の提供状況

介護保険施設等連携往診加算（往診料）の算定回数

☆ 0

協力対象施設入所者入院加算の算定回数

☆ 0

②各報告項目に入力します。
(前ページの続き)

(次ページに続く)

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

(2号機能 (4) 介護サービス等と連携した医療提供) (4/4)

20

介護保険施設等における医療の提供状況

介護保険施設等連携往診加算（往診料）の算定回数	0
協力対象施設入所者入院加算の算定回数	0
緊急時施設治療管理料の算定回数	0
緊急時施設治療管理料のレセプト件数	0
施設入居時等医学総合管理料の算定回数	500

特記事項（2号機能：介護サービス等の連携した医療提供）

特記事項 ①

2号機能（二）（介護サービス等と連携した医療提供）の有無の自動判別項目

2号機能（二）（介護サービス等と連携した医療提供） ①

無し 有り ! 8

21

キャンセル 一時保存 登録

⑳各報告項目に入力します。
(前ページの続き)

㉑入力が完了した後、「登録」をクリックします。

! 8

入力内容に応じて機能の有無が自動で反映されます。

(ii) 定期報告 報告項目に入力する (調査票入力一覧画面)

ホーム 調査 ▾ お知らせ お問合せ FAQ レポート ▾ 医療機関マスター 検索キーワードを入力してください. Q 対象者10

報告 2025年度_定期報告（かかりつけ医機能報告制度）

正式名称 正式名称（フリガナ） 所在地 報告状況 疑義状況

報告中

各機能の有無

日常的な診療を総合的かつ統合的に行う機能 有り	通常の診療時間外の診療 有り	入退院時の支援 有り	在宅医療の提供 有り	介護サービス等と連携した医療提供 有り
----------------------------	-------------------	---------------	---------------	------------------------

各項目の入力を行う場合は、「入力」ボタンをクリックし、各報告画面で内容を入力してください。
下記の各項目にかかる「入力状況」がすべて「入力完了」であることを確認し、「報告」ボタンをクリックしてください。

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1号機能	(1) 日常的な診療を総合的かつ統合的に行う機能	入力完了	2025/2/1 16:56:38	入力
2号機能	(1) 通常の診療時間外の診療	入力完了	2025/2/1 16:56:38	入力
	(2) 入退院時の支援	入力完了	2025/2/1 16:56:38	入力
	(3) 在宅医療の提供	入力完了	2025/2/1 16:56:38	入力
	(4) 介護サービス等と連携した医療提供	入力完了	2025/2/1 16:56:38	入力
	(5) その他の報告事項	未入力		22 入力

㉔「(5) その他の報告事項」
の「入力」をクリックします。

(ii) 定期報告

報告項目に入力する

((5) その他の報告事項)

23

(5) その他の報告事項

法定健診・検診

該当無し

特定健診 後期高齢者医療健康診査 がん検診

職域健診 乳幼児健診 学校健診

妊婦健診 産婦健診 骨粗鬆症検診

肝炎ウイルス検診

予防接種

定期予防接種

無し 有り

特記事項（その他の報告事項）

特記事項 ①

24

キャンセル 一時保存 登録



②各報告項目に入力します。

④入力が完了した後、「登録」をクリックします。

(ii) 定期報告

入力内容を確認する（1/2）

The screenshot shows the '2025年度_定期報告 (かかりつけ医機能報告制度)' report page. At the top right, there is a red box around the '定期報告' button with the number '26' above it. Below the header, there are several input fields for basic information like name and address. A blue dashed box highlights a row of checkboxes for daily and habitual functions. A lightbulb icon is on the left side of the page.

項目	確認	入力状況	更新日時	入力
1号機能	(1) 日常的な診療を組合せかつ継続的に行う機能	入力完了	2026/2/1 8:56:38	入力
	(2) 通常の初診時間外の診療	入力完了	2026/2/1 8:56:38	入力
	(3) 入退院時の支援	入力完了	2026/2/1 8:56:38	入力
	(4) 在宅医療の提供	入力完了	2026/2/1 8:56:38	入力
	(5) 介護サービス等と連携した医療提供	入力完了	2026/2/1 8:56:38	入力
	その他	入力完了	2026/2/1 8:56:38	入力

②各項目の入力状況が全て「入力完了」となっていることを確認します。

③「入力内容確認」をクリックします。

各画面の入力内容に応じて、各機能の有無が自動で反映されます。なお、機能判定に必要な項目が入力されていない場合、「-」が表示されますので、機能の有無の反映がなされるよう入力を願いいたします。

(ii) 定期報告

入力内容を確認する（2/2）

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

報告 20XX年度_定期報告（かかりつけ医機能報告制度）

正式名称 かかりつけ医マニュアル用_病院_変更報告書	正式名称（フリガナ） カカリシケイマニユアルヨウ_ビヨウイン_ヘンコウホウコウタ	所在地 かかりつけ医マニュアル用_病院_変更報告書	報告状況 報告中	結果状況
-------------------------------	---	------------------------------	-------------	------

各機能の有無	日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能 有り	通常の診療時間外の診療 有り	入退院時の支援 有り	在宅医療の提供 有り	介護サービス等と連携した医療提供 有り
--------	----------------------------	-------------------	---------------	---------------	------------------------

Q1

Q2

(1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

1号機能 2号機能

1つ前の報告内容

27

本報告の内容

「かかりつけ医機能（1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）全て無し」として一括報告を実施する
※本項目へチェックを入れた場合、かかりつけ医機能（1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）の判定用項目全てに「無し」と入力されます
基本情報は医療機関情報提供制度で報告された情報を表示しています。基本情報の変更が必要な場合は医療機関情報提供制度より変更してください。
なお基本情報のうち、都道府県コード、都道府県名、機関コード、機関区分、保健医療機関番号は医療機関情報提供制度の報告画面では変更できません。

都道府県コード
02
都道府県名
東京都

！ 入力内容が反映された院内掲示用の帳票を出力することができます。（詳細は「院内掲示用の帳票を出力する」を参照）

㉗ 入力内容を確認します。

1. タブを切り替えると各項目の回答内容を確認できます。

2. 画面左側の「1つ前の報告内容」とは、本報告の前回の報告情報を示し、見比べながら報告内容を確認することができます。

ログイン

定期報告

その他

(ii) 定期報告

報告を完了する

報告
2025年度_定期報告（かかりつけ医機能報告制度）

正式名称	正式名称（フリガナ）	所在地	報告状況	健養状況
報告中の有無				
日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	通常の診療時間外の診療	入退院時の支援	在宅医療の提供	介護サービス等と連携した医療提供
育り	育り	育り	育り	育り

各項目の入力を行う場合は、「入力」ボタンをクリックし、各報告画面で内容を入力してください。
下記の各項目にかかる「入力状況」がすべて「入力完了」であることを確認し、「報告」ボタンをクリックしてください。

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1号機能	(1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	入力完了	2025/2/1 16:56:38	入力
2号機能	(2) 通常の診療時間外の診療	入力完了	2025/2/1 16:56:38	入力
	(3) 入退院時の支援	入力完了	2025/2/1 16:56:38	入力
	(4) 在宅医療の提供	入力完了	2025/2/1 16:56:38	入力
	(5) 介護サービス等と連携した医療提供	入力完了	2025/2/1 16:56:38	入力
	その他の報告事項	入力完了	2025/2/1 16:56:38	入力

28

報告



29

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

ホーム

報告申請登録しました。

報告キーフレームを入力してください

XX病院担当者

報告
2025年度_定期報告（かかりつけ医機能報告制度）

正式名称	正式名称（フリガナ）	所在地	報告状況	健養状況
報告中の有無				
日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	通常の診療時間外の診療	入退院時の支援	在宅医療の提供	介護サービス等と連携した医療提供
育り	育り	育り	育り	育り

31

30

報告済

②⁸ 「報告」をクリックします。

②⁹ 「OK」をクリックします。

③⁰ 報告状況が「報告済」
になったことを確認します。

③¹ 「ホーム」をクリックします。



報告した内容は医療機能情報提供制度
の画面でも一括取り込みができます。

(iii) その他

院内掲示用の帳票を出力する（1/2）

院内掲示用の帳票を出力する際の手順です。

報告
2025年度_定期報告（かかりつけ医機能報告制度）

正式名称 正式名称（フリガナ） 所在地 報告状況 評議状況
新規登録 再登録中 新規あり

各種能力有無
日常的な診療を専門的かつ継続的に行う機能 通常の診療時間外の診療 入退院時の支援 在宅医療の提供 介護サービス等と連携した医療提供
有り 有り 対り 有り 有り

1

①「帳票出力（院内掲示用）」をクリックします。

PDFファイル出力

以下のファイルをダウンロードします。
※編集中の項目は保存するまで反映されません。

また、ファイル名に設定される日時は「ファイルダウンロード」ボタン押下日時です。
ファイルダウンロード中に報告データが変更された場合には
変更が反映された状態で出力される可能性もございますのでご注意ください。

院内掲示様式

上記ファイルをダウンロードする場合は「ファイルダウンロード」ボタンを、
元の画面に戻る場合は「キャンセル」ボタンを押してください。

2

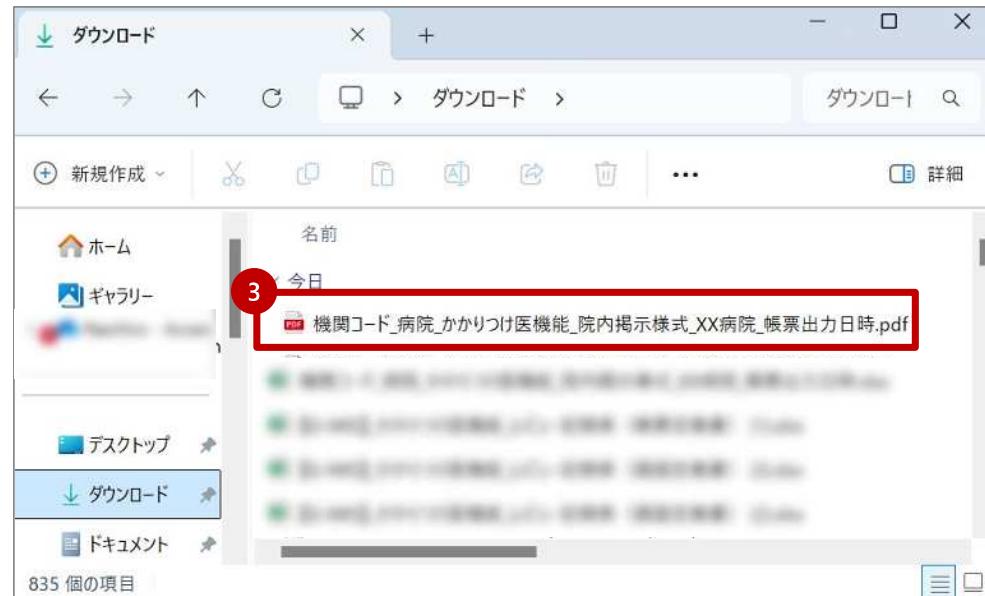
ファイルダウンロード × キャンセル

②「ファイルダウンロード」をクリックします。

かかりつけ医機能を有する医療機関の要件として、報告したかかりつけ医機能の一定の内容を院内掲示する必要があります。G-MISより出力する場合は、本手順で出力してください。

(iii) その他

院内掲示用の帳票を出力する (2/2)

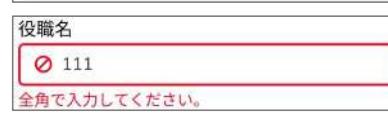


③ダウンロードしたファイルを開きます。

④ファイルを印刷します。

(iii) その他

各項目の入力形式（記入式項目）

No.	型	記入前	記入後	入力説明
1	テキストエリア	<p>特記事項</p> 	<p>特記事項</p> <p>あああ あああ あああ あああ あああ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> テキストを入力できます。 入力エリアが1行よりも縦長の場合、入力エリア内で改行ができます。
2	テキスト	<p>役職名</p> 	<p>役職名</p> <p>あああ</p> <p>役職名</p> <p>① 111</p> <p>全角で入力してください。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> テキストを入力できます。 入力形式に沿わない値を入力すると、エラーが表示されます。
3	数値	<p>医師数（常勤）</p> 	<p>医師数（常勤）</p> <p>111</p> <p>医師数（常勤）</p> <p>② あああ</p> <p>有効な数値を入力してください。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 数値を入力できます。 数値以外を入力すると、エラーが表示されます。

(iii) その他

各項目の入力形式（選択式項目）

No.	型	記入前	記入後	入力説明
4	チェックボックス	<input type="checkbox"/> 該当無し <input type="checkbox"/> 精神科・神経科領域 <input type="checkbox"/> 呼吸器領域 <input type="checkbox"/> 循環器系領域	<input type="checkbox"/> 該当無し <input type="checkbox"/> 精神科・神経科領域 <input checked="" type="checkbox"/> 呼吸器領域 <input checked="" type="checkbox"/> 循環器系領域	<ul style="list-style-type: none"> チェックボックスをクリックするとボタン内にチェックが表示されます。 チェックが表示されたボタンを再度クリックすると未選択となり、白色で表示されます。
5	選択ボタン	無し 有り	無し 有り	<ul style="list-style-type: none"> 選択ボタンをクリックするとボタンが青色で表示されます。 青色のボタンを再度クリックすると未選択となり、白色で表示されます。
6	プルダウン	オプションを選択	無し（意向有り） オプションを選択 無し（意向無し） ✓ 無し（意向有り） 有り（月1回未満）	<ul style="list-style-type: none"> 「オプションを選択」をクリックすると、選択肢が表示されます。 該当の選択肢をクリックすると、選択肢の横にチェックが表示されます。

3. F A Q

3. F A Q

1.かかりつけ医機能報告

Q1.かかりつけ医機能報告制度で医療機関が実施することを教えてください。

▶ 本制度に基づき医療機関に実施いただきたい事項は、主に以下3つになります。

- ①報告：毎年1～3月にかかりつけ医機能の内容について都道府県にご報告をお願いします。
- ②院内掲示：かかりつけ医機能を有する医療機関の要件として、報告したかかりつけ医機能の一定の内容を院内提示する必要があります。
- ③患者説明：おおむね4か月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、患者・家族から求めがあったときは、治療計画等のご説明に努めて頂くようお願いします。

Q2.1号機能の報告事項「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」は、どのような研修が該当しますか。

▶ 「かかりつけ医機能に関する研修」で報告いただく研修は、当面の間、報告を行う医療機関において「かかりつけ医機能」に関連すると考える任意の研修を報告していただくようお願いいたします。

なお、報告対象となる望ましい研修項目につきましては、「かかりつけ医機能報告に係る医師の研修について（通知）」（医政総発0827第1号）にて整理しておりますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

3. F A Q

Q3. 1号機能を有する医療機関として報告するためには、幅広い診療領域・疾患に対応できることが必須ですか。

- ▶ 各医療機関において全ての診療領域・疾患への対応が必須というものではありません。17の診療領域のうちいずれかの診療領域について一次診療を行うことができ、医療に関する患者からの相談に応じることができる場合は1号機能を有する医療機関としてご報告いただくことが可能です。
かかりつけ医機能が「有り」となる要件についての詳細は本マニュアルのP6をご確認ください。

Q4. どのような場合に「患者への説明」が必要ですか。

- ▶ おおむね4か月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、患者やご家族から求めがあった際に、治療計画等のご説明に努めて頂くようお願いいたします。
なお、厚生労働省ホームページにおいて「患者説明様式（例）」を掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。（必ずしもこちらの様式により説明を行う必要はなく、任意の様式で実施いただいて差支えありません。）

3. F A Q

Q5.かかりつけ医機能報告制度により、医療機関にはどのようなメリットがありますか。

- ▶ 各医療機関から報告されたかかりつけ医機能の情報は、厚生労働省が運用する医療情報ネット（ナビイ）※を通じて国民や患者に広く公開されるため、国民や患者がかかりつけ医を見つけやすくなり、貴院の特徴や取り組みも広く周知されます。
※医療情報ネット（ナビイ）：厚生労働省が運用する、診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から、全国の医療機関を検索することのできるシステムです。

2. G-MISの操作手順

Q6.かかりつけ医機能報告を行うために新たにG-MISのアカウント申請が必要ですか。

- ▶ 医療機能情報提供制度において、既にG-MISのアカウントを有している場合は、当該アカウントにてかかりつけ医機能報告が可能となりますので、新規申請は不要です。
一方で、まだG-MISのアカウントを有していない医療機関におかれでは、新規アカウント申請が必要になりますので、各都道府県の案内を確認の上、アカウントの申請をお願いいたします。

3. F A Q

Q7. G-MISログイン画面のログインID・パスワードが分からぬ場合、どのように対処すればよいですか。

 <ユーザ名（ログインID）をお忘れの場合>

ユーザ名（ログインID）は、G-MIS事務局からのメールに記載されています。G-MIS事務局からメールが届いていないか（※）ご確認ください。

メールが確認出来ましたら、メールに記載されている「パスワードリセット用URL」にアクセスし、「ユーザ名」でログインいただきますようお願いいたします。

（※）送信元、件名で「G-MIS」などのキーワードでメールボックスの検索をお願いします。送信元のメールアドレスは、令和5年度までは「info@g-mis.net」、令和6年度からは、「helpdesk@gmis.mhlw.go.jp」メールアドレスから送付しております。

<パスワードをお忘れの場合>

G-MISログイン画面_（※）の「パスワードをお忘れですか？」のリンクをクリックし、

ユーザ名（ログイン ID）を入力いただくことで、登録されているメールアドレスに、パスワードリセットの案内メールが送信されます。

（※）G-MISログイン画面：<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

Q8. G-MISへ入力したかかりつけ医機能報告の内容を印刷できますか。

 院内掲示用の帳票を出力可能です。また、院内回覧用の帳票もPDF形式で出力可能ですので、必要に応じて印刷しご活用ください。

3. F A Q

Q9. 保険医療機関番号の検索に失敗し、「データベースとの照合に失敗しました」というエラーが表示された場合、どのように対処すればよいですか。

▶ 「保険医療機関番号確認画面」においてエラーメッセージが表示される場合、以下のケースが考えられます。

※照合先の「保険医療機関番号」に対し、入力する照合元を「医療機関コード」と記載します。

＜誤った医療機関コードを入力した場合＞

正しい医療機関コードを入力してください。

なお、照合先のデータベースは厚生局データに基づいて作成・更新が行われますが、この厚生局データは前年度3月末時点のデータと照合します。今年度中に保険医療機関番号が変更になっている場合も、前年度3月末時点の医療機関コードを入力してください。

＜非保険医療機関（自由診療の診療所等）の場合＞

非保険医療機関（自由診療の診療所等）は、NDBへのデータ収載がないため、NDBデータからのプレプリントは行えません。

データベースとの照合はできませんので、「スキップ」をクリックし定期報告を開始してください。

Q10. 定期報告時、前年度の情報をプレプリントしたいが、「保険医療機関番号確認」画面で、誤って「スキップする」を押下してしまった場合、どのように対処すればよいですか。

▶ かかりつけ医機能報告の定期報告における「保険医療機関番号確認画面」にて「スキップする」を押下した場合、次回以降のアクセス時は調査票入力画面に遷移します。

データベースと照合し、診療報酬項目の「算定回数」および「レセプト件数」の前年度実績件数をプレプリントを希望する場合に、「保険医療機関番号確認画面」にて誤って「スキップする」を押下してしまった場合は、定期報告を取消し、あらためて当該画面からご入力ください。

なお、取消した場合、入力途中の定期報告の内容は削除され復元することができないのでご留意ください。

4. 問い合わせ窓口

4. 問い合わせ窓口

問い合わせ窓口

●報告制度に関するお問い合わせ

かかりつけ医機能報告の制度に関することについては各都道府県にお問合せください。

●G-MISのシステム操作に関するお問い合わせ

※ユーザ名やアカウントの発行、G-MISの画面操作方法、システム障害発生等についてはこちらにお問い合わせください。

厚生労働省G-MIS事務局

メール：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

電話番号：050-3355-8230(土日祝日を除く平日9時～17時)

(参考) 報告項目一覽

(参考) 報告項目一覧

- ・ 「(参考) 報告項目一覧」では、かかりつけ医機能報告でご報告いただく報告項目の一覧及びその具体的な内容について解説しています。
- ・ 報告項目全体に係る留意事項は下記のとおりです。

留意事項

●報告基準日

- ✓原則として、毎年1月1日時点の体制や状況について報告をお願いします。
- ✓実績に関する報告事項は、直近1年分（前年1月1日から12月31日）が報告対象ですが、診療報酬に関する報告は、前年度4月から3月までの1年度分の実績(合計値)が報告対象となります。
- ✓その他、報告項目の説明事項に別途定めがある場合はその内容によって入力をお願いします。

●NDBプレプリント項目

- ✓診療報酬に関する報告事項に関しては、前年度4月診療分から3月診療分の電子レセプトによる診療報酬請求がある医療機関では、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）からの集計結果をあらかじめ反映（プレプリント）しているため、確認の上必要に応じて修正を行ってください。
- ✓プレプリントがない場合は、入力が必要となります。

●その他

- ✓報告期間中に新規開設された医療機関については次年度から報告対象となります。
- ✓報告された内容は医療情報ネット「ナビイ」において公表されます。

(参考) 報告項目一覧

1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
1	「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示により公表していること	「具体的な機能」の有無及び「報告事項」の院内掲示による公表	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り） 2：有り	かかりつけ医機能に関する院内掲示を行っている場合は「有り」をご選択ください。 なお、本項目で「有り」を選択していることが、1号機能を有する要件の1つとなります。
2	かかりつけ医機能に関する研修の修了者	0：無し 1：有り	かかりつけ医機能に関する研修を修了した者がいる場合には、「有り」を選択してください。（※） (※) 令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 健康安全確保総合研究分野 地域医療基盤開発推進研究「かかりつけ医機能報告のための医師の研修項目の詳細な整理等を行う研究」報告書（ 掲載先URL ）を踏まえて、ご記載下さい。	
3	【「有り」選択時】かかりつけ医機能に関する研修の修了者数（常勤換算）	(記入)	「かかりつけ医機能に関する研修の修了者」について「有り」を選択した場合、入力してください。常勤換算については、小数点以下第2位を切り捨て、小数点第1位までを算出してください。	
	かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無	1：日本医師会生涯教育制度 2：日医かかりつけ医機能研修 3：日本医師会かかりつけ医機能報告制度に係る研修 4：全日本病院協会総合医育成プログラム 5：日本病院会病院総合医育成プログラム 6：その他研修	「かかりつけ医機能に関する研修の修了者」について、「有り」を選択した場合、修了した研修をご選択ください（複数回答可）。選択肢に該当する研修がない場合は、「その他研修」をご選択ください。	
	かかりつけ医機能に関する修了した研修	(記入)	「かかりつけ医機能に関する修了した研修」について、「その他研修」を選択した場合、その研修名及び実施団体をご回答ください。かかりつけ医機能に関する任意の研修を記載いただいて差し支えありません。	
	【「その他研修」選択時】 その他研修として修了した研修	(記入)		

(参考) 報告項目一覧

1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
4	かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無	総合診療専門医 【「有り」選択時】 総合診療専門医数（常勤換算）	0：無し 1：有り (記入)	一般社団法人日本専門医機構が認定する総合診療専門医が勤務している場合は「有り」をご選択ください。 常勤換算については、小数点以下第2位を切り捨て、小数点第1位までを算出してください。
5		一次診療の対応ができる領域	0：該当無し、1：皮膚・形成外科領域、2：神経・脳血管領域、……、16：筋・骨格系及び外傷領域、17：小児領域	一次診療が対応可能な領域について、該当するものをすべてご選択ください。該当する領域がない場合は、「該当なし」をご選択ください。 なお、本項目で「該当なし」以外のいずれかの領域を選択していることが、1号機能を有する要件の1つとなります。
6	17の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（一次診療を行うことができる疾患も報告する）	一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患（例） 【「他の疾患」選択時】 一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患（その他）	0：該当無し、1：貧血、2：糖尿病、……、39：正常妊娠・産じよくの管理、40：がん、99：その他の疾患 (記入)	一次診療の対応ができる領域等も踏まえつつ、実際に一次診療を行うことができる疾患をすべてご選択ください。一部の項目は、括弧内に例示として、特定の症状や疾患が記載されています。これは、そのカテゴリーに含まれる代表的な症例を示しており、必ずしもその特定の疾患に限定されるものではありません。したがって、以下の記載例を参考とし、適切な項目を選択してください。また、選択肢に記載された疾患に当たはまるものがない場合は、「その他の疾患」をご選択ください。 <参考> ○うつ（気分障害、躁うつ病）：本項目は、様々な気分障害を含みます。うつ病や躁うつ病に限定されず、気分変調症等のその他の気分障害に関して一次診療が可能な疾患があれば、この項目を選択してください。 ○頭痛（片頭痛）：本項目は、一般的な頭痛の症状全般を含みます。片頭痛以外の疾患も含め、頭痛に関する一次診療が可能な場合は、この項目を選択してください。 一次診療を行うことができる疾患名をご記載ください。

(参考) 報告項目一覧

1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
7	医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）	医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）	0：不可（意向無し） 1：不可（意向有り） 2：可能	自身の専門領域にかかわらず、患者からの医療や健康等に対応している場合は「可能」をご選択ください。なお、本項目で「可能」を選択していることが、1号機能を有する要件の1つとなります。
8	特記事項	特記事項	(記入)	1号機能のうち、「院内掲示」、「かかりつけ医機能に関する研修修了者」、「総合診療専門医」、「一次診療の対応ができる領域・疾患」、「患者からの相談」の項目においてご回答いただいた内容について、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）を通じて情報提供することができます。
9	医師数	医師数（常勤・非常勤）	(記入)	常勤の医師数をご回答ください。非常勤の医師数を常勤換算によりご回答ください。常勤換算については、医療法上の算定式に基づき、小数点以下第2位を切り捨て、小数点第1位までを算出してください。
10	外来の看護師数	外来の看護師数（常勤・非常勤）	(記入)	勤務時間の概ね8割以上を外来部門または在宅医療部門で勤務する常勤・非常勤の看護師数をご回答ください。
11		在宅に関わる看護師数（常勤・非常勤）	(記入)	

(参考) 報告項目一覧

1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
12	専門看護師数	専門看護師 【「該当無し」以外を選択時】 専門看護師在籍人数 (常勤換算)	0：該当無し、1：がん看護、 2：精神看護、…、12：遺伝 看護、13：災害看護、14：放 射線看護 (記入)	<p>勤務する専門看護師の専門看護分野について、該当の分野をすべてご選択ください。専門看護師がいない場合は、「該当無し」をご選択ください。</p> <p><専門看護師> 看護師として5年以上の実践経験を持ち、看護系の大学院で修士課程を修了して必要な単位を取得した後に、専門看護師認定審査に合格した看護師のこと。</p>
13	認定看護師数	認定看護師 【「該当無し」以外を選択時】 認定看護師在籍人数 (常勤換算)	0：該当無し、1：A課程 感染 管理、2：A課程 がん放射線療 法看護、…、38：B課程 認知 症看護、39：B課程 脳卒中看 護、40：B課程 皮膚・排泄ケア (記入)	<p>勤務するA課程・B課程認定看護師の認定看護分野について、該当の分野をすべてご選択ください。認定看護師がいない場合は、「該当無し」をご選択ください。</p> <p><認定看護師> 5年以上の実践経験を持ち、日本看護協会が定める600時間以上の認定看護師教育を修め、認定看護師認定審査に合格した看護師のこと。</p>

(参考) 報告項目一覧

1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
14	特定行為研修終了看護師数	特定行為研修修了看護師数 (常勤・非常勤)	(記入)	<p>常勤の特定行為研修修了看護師数をご回答ください。 非常勤の特定行為研修修了看護師数を常勤換算によりご回答ください。常勤換算については、小数点以下第2位を切り捨て、小数点第1位までを算出してください。</p> <p><特定行為研修修了看護師> 特定行為に係る看護師の研修制度を修了した看護師のこと。</p>
15	全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制の有無	オンライン資格確認を行う体制	0: 無し（意向無し） 1: 無し（意向有り） 2: 有り	<p>オンライン資格確認を行う体制を有している場合は、「有り」をご選択ください。今後、対応を検討している場合は、「無し（意向有り）」をご選択ください。</p> <p><全国医療情報プラットフォーム> オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム。</p>
16		オンライン資格確認等システムの活用により診療情報等を診察室等で閲覧・活用できる体制	0: 無し（意向無し） 1: 無し（意向有り） 2: 有り	オンライン資格確認等システムの活用により、診療情報等を診察室等で閲覧・活用できる体制を有している場合は、「有り」をご選択ください。今後、対応を検討している場合は、「無し（意向有り）」をご選択ください。

(参考) 報告項目一覧

1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
17	全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制の有無	電子処方箋により処方箋を発行できる体制	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り） 2：有り	電子処方箋により処方箋を発行できる体制を有している場合は、「有り」をご選択ください。今後、対応を検討している場合は、「無し（意向有り）」をご選択ください。 <電子処方箋> 今まで紙で発行していた処方せんを電子化したもので、オンラインで作成・管理される「電子処方せん」のこと。活用により医療機関と薬局が最新の処方・調剤情報を確認できる。患者はマイナーポータルから処方・調剤情報を閲覧できるようになるほか、対応する電子版お薬手帳からも閲覧可能。
18		電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り） 2：有り	電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有している場合は、「有り」をご選択ください。今後、対応を検討している場合は、「無し（意向有り）」をご選択ください。 <電子カルテ情報共有サービス> 全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、電子カルテ情報等を医療機関や薬局との間で共有・交換する仕組み。
19	全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況	自院で処方した薬剤について、薬局からの処方内容の変更提案や服薬情報（トレーシングレポート等）の提供に応対し、薬局と連携して服薬を一元管理する体制	0：無し（院内処方のみ） 1：無し（意向無し） 2：無し（意向有り） 3：有り	薬局の薬剤師から提供される情報等に基づいて、自院以外から処方されている薬剤も含めた患者の服薬状況を薬局と連携して把握し、（必要に応じて）自院で処方した薬剤を調整、変更を行う体制が整っている場合は、「有り」をご選択ください。今後、対応を検討している場合は、「無し（意向有り）」をご選択ください。

(参考) 報告項目一覧

1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
20	全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況	自院において患者の持参薬を一元管理し、処方内容の整理及び説明を実施する体制	0: 無し（意向無し） 1: 無し（意向有り） 2: 有り	自院以外から処方されている薬剤も含め、自院において患者の持参薬を確認し、（必要に応じて）自院で処方した薬剤を調整、変更を行うとともに、処方内容の説明を実施する体制が整っている場合は、「有り」をご選択ください。今後、対応を検討している場合は、「無し（意向有り）」をご選択ください。 例）お薬手帳や電子カルテシステムを用いて、処方内容や患者の状況をリアルタイムで把握している等
21		複数の医療機関からの処方又は複数の薬局での調剤を受ける患者に対して、服薬を一元的に管理する地域の体制整備への参加	0: 参加していない（意向無し） 1: 参加していない（意向有り） 2: 参加している	複数の医療機関からの処方又は複数の薬局での調剤を受ける患者の服薬を一元的に管理するために、地域の医療機関・薬局が参加する協議体に参画し、地域における体制整備を行っている場合は、「参加している」をご選択ください。今後、対応を検討している場合は、「参加していない（意向有り）」をご選択ください。 例）医師による事前の合意を前提としたポリファーマシー対策、処方内容変更のためのプロトコールを作成している 等
22	特記事項	特記事項	(記入)	「医療従事者数」、「全国医療情報プラットフォームの活用体制・状況」、「服薬の一元管理」の項目においてご回答いただいた内容について、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）を通じて情報提供することが可能です。

(参考) 報告項目一覧**2号機能 (1) 通常の診療時間外の診療**

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
1	自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況	在宅当番医制（地域患者の時間外等外来に係る複数医療機関による輪番体制）への参加	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り） 2：有り（月1回未満） 3：有り（月1回） 4：有り（月2～3回） 5：有り（月4～5回） 6：有り（月6～9回） 7：有り（月10回以上）	在宅当番医制への参加状況について、選択値の中で該当する項目をご選択ください。月ごとの平均回数は、前年の1月1日から12月31日までの実績を基に計算してください。 <在宅当番医制> 休日及び夜間において、地域の急病患者の医療を確保するため、地区医師会等が実施するもの。
2		休日夜間急患センター等に参加	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り） 2：有り（月1回未満） 3：有り（月1回） 4：有り（月2～3回） 5：有り（月4～5回） 6：有り（月6～9回） 7：有り（月10回以上）	休日夜間急患センター又はそれに類似する施設に医師を派遣している場合は、選択値の中で該当する項目をご選択ください。月ごとの平均回数は、前年の1月1日から12月31日までの実績を基に計算してください。

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (1) 通常の診療時間外の診療

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
3	自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況	自院の外来患者又は家族からの平日準夜帯（概ね午後6時から午後10時）・平日深夜帯（概ね午後10時から明朝6時）・休日の対応	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り（診療時間外の診療対応）） 2：無し（意向有り（診療時間外の電話対応）） 3：無し（意向有り（一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の診療対応）） 4：無し（意向有り（一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の電話対応）） 5：有り（診療時間外の診療対応） 6：有り（診療時間外の電話対応） 7：有り（一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の診療対応） 8：有り（一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の電話対応）	診療時間外である平日準夜帯、平日深夜帯、休日に、外来患者や家族に対し何らかの診療や電話対応を行っている場合は選択値「有り」の中で該当する項目をすべてご選択ください。今後対応を検討している場合は、選択値「無し（意向有り）」の中で該当する項目をご選択ください。
4	自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況	【「複数の他医療機関と連携」を含む選択肢の選択時】連携医療機関名称（最大8つ） 自院における時間外対応加算の届出	(記入)	医療機関の名称は省略せずにご記載ください。法人立の場合は法人名についてもご記載ください。 (記載例) ○○法人XX病院 XXクリニック

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (1) 通常の診療時間外の診療

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
5		時間外加算または時間外特例医療機関加算の算定回数（初診料、再診料、外来診療料分）	NDBプレプリント項目	「A000 初診料」「A001 再診料」「A002 外来診療料」「B001-2 小児科外来診療料」「B001-2-9 地域包括診療料」「B001-2-10 認知症地域包括診療料」「B001-2-11 小児かかりつけ診療料」「B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料」における時間外加算及び時間外特例医療機関加算の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。
6	自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況	深夜加算の算定回数（初診料、再診料、外来診療料分）	NDBプレプリント項目	「A000 初診料」「A001 再診料」「A002 外来診療料」「B001-2 小児科外来診療料」「B001-2-9 地域包括診療料」「B001-2-10 認知症地域包括診療料」「B001-2-11 小児かかりつけ診療料」「B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料」における深夜加算の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。
7		休日加算の算定回数（初診料、再診料、外来診療料分）	NDBプレプリント項目	「A000 初診料」「A001 再診料」「A002 外来診療料」「B001-2 小児科外来診療料」「B001-2-9 地域包括診療料」「B001-2-10 認知症地域包括診療料」「B001-2-11 小児かかりつけ診療料」「B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料」における休日加算の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。
8		夜間・早朝等加算の算定回数（初診料、再診料分）	NDBプレプリント項目	本項目は機関区分が診療所の医療機関のみが対象となります。「A000 初診料」「A001 再診料」「B001-2-9 地域包括診療料」「B001-2-10 認知症地域包括診療料」における夜間・早朝等加算の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。
9	特記事項	特記事項	(記入)	2号機能「通常の診療時間外の診療」の項目においてご回答いただいた内容について、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）を通じて情報提供することができます。

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (2) 入退院時の支援

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
1	自院又は連携による後方支援病床の確保状況、連携して確保する場合は連携医療機関の名称	自院又は連携による後方支援病床（在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床）の確保	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り（自院による確保）） 2：無し（意向有り（連携による確保）） 3：無し（意向有り（自院及び連携による確保）） 4：有り（自院による確保） 5：有り（連携による確保） 6：有り（自院及び連携による確保）	自院又は連携により、在宅患者が病状悪化で入院が必要になった際に受入れができる病床を確保している場合は、選択値「有り」の中で該当する項目をご選択ください。今後、対応を検討している場合は、選択値「無し（意向有り）」の中で該当する項目をご選択ください。
		【「有り（連携による確保）、「有り（自院及び連携による確保）」選択時】 連携医療機関名称（最大8つ）	(記入)	医療機関の名称は省略せずにご記載ください。法人立の場合は法人名についてもご記載ください。 (記載例) ・○○法人XX病院 ・XXクリニック
2	自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況	入退院支援加算の算定回数（精神科を含む）	NDBプリント項目	「A246 入退院支援加算」及び「A246-2 精神科入退院支援加算」の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (2) 入退院時の支援

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
3	自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況	地域の入退院支援ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り（入退院支援ルール）） 2：無し（意向有り（地域連携クリティカルパス）） 3：無し（意向有り（入退院支援ルール及び地域連携クリティカルパス）） 4：有り（入退院支援ルール） 5：有り（地域連携クリティカルパス） 6：有り（入退院支援ルール及び地域連携クリティカルパス）	<p>自院が所在する地域の入退院支援ルールを運用している場合、又は地域連携クリティカルパスに参加している場合は、選択値「有り」の中で該当する項目をご選択ください。上記の対応は行っていないが、今後、対応を検討している場合は、選択値「無し（意向有り）」の中で該当する項目をご選択ください。</p> <p>＜地域連携クリティカルパス＞</p> <p>患者が早期に自宅に帰れるように、治療を受けるすべての医療機関で共有する診療計画のこと。</p>
		【「有り（（地域連携クリティカルパス）または「有り（入退院支援ルール及び地域連携クリティカルパス）」を選択時】 参加する地域連携クリティカルパス	1：肺がん、2：胃がん、3：大腸がん、…、8：糖尿病、9：大腿骨頸部、10：その他	該当するものを全てご選択ください。
4	自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況	開放型病院共同指導料（Ⅰ）の算定回数	NDBプリント項目	「B002 開放型病院共同指導料（Ⅰ）」の状況について、算定回数をご回答ください。
		開放型病院共同指導料（Ⅰ）のレセプト件数	NDBプリント項目	「B002 開放型病院共同指導料（Ⅰ）」の状況について、レセプト件数をご回答ください。

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (2) 入退院時の支援

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
5	自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況	退院時共同指導料 1 の算定回数（精神科を含む）	NDBプレプリント項目	「B004 退院時共同指導料1」の状況について、算定回数をご回答ください。
6		地域連携診療計画加算の算定回数	NDBプレプリント項目	「A246 地域連携診療計画加算（入退院支援加算）」の状況について、算定回数をご回答ください。
7		開放型病院共同指導料（Ⅱ）の算定回数	NDBプレプリント項目	本項目は機関区分が病院の医療機関のみが対象となります。「B003 開放型病院共同指導料（Ⅱ）」の状況について、算定回数をご回答ください
8		開放型病院共同指導料（Ⅱ）のレセプト件数	NDBプレプリント項目	本項目は機関区分が病院の医療機関のみが対象となります。「B003 開放型病院共同指導料（Ⅱ）」の状況について、レセプト件数をご回答ください。
9		退院時共同指導料 2 の算定回数（精神科を含む）	NDBプレプリント項目	「B005 退院時共同指導料2」の状況について、算定回数をご回答ください。
10		介護支援等連携指導料の算定回数	NDBプレプリント項目	「B005-1-2 介護支援等連携指導料」の状況について、算定回数をご回答ください。

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (2) 入退院時の支援

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
11	特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数	特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数（月平均）	0：無し、1：1人未満、…、5：10人以上	<p>前年度（4月1日～3月31日）に特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数（月平均）について、該当する項目をご選択ください。</p> <p>＜外来患者数（月平均）＞ 前年度の月次平均外来患者数。なお、月次平均外来患者数とは前年度の外来患者延べ数（在宅患者数を除く）を前年度1年間の外来診療を行った月数で割った数値。</p> <p>＜特定機能病院＞ 医療法により、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発、高度の医療に関する研修を実施する能力等を備え、厚生労働大臣が個別に承認する病院。具体的には、大学の医学部付属病院本院等が承認されている。</p> <p>＜地域医療支援病院＞ 医療法により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院としてふさわしい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院のこと。主に各地の急性期病院の中核を担う医療機関。</p> <p>＜紹介受診重点医療機関＞ 高度な入院治療を受ける前後の外来や特殊な治療機器を使用するような一般的に受診するには紹介状が必要とされる医療機関として都道府県が公表した病院のこと。</p>
12	特記事項	特記事項	(記入)	2号機能「入退院時の支援」の項目においてご回答いただいた内容について、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）を通じて情報提供することができます。

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (3) 在宅医療の提供

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
1	自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況	訪問診療の実施	0: 無し（意向無し） 1: 無し（意向有り） 2: 有り	訪問診療を実施している場合は、「有り」をご選択ください。今後、対応を検討している場合は、「無し（意向有り）」をご選択ください。
		【「有り」選択時】 自院において主治医として管理している在宅患者数	0: 0人、1: 1～10人、…、8: 301人以上	「訪問診療の実施」について「有り」を選択した場合、回答してください。
2		在宅患者に対する連絡体制の確保状況	0: 無し（意向無し） 1: 無し（意向有り） 2: 有り（自院で日中のみ） 3: 有り（自院で24時間） 4: 有り（自院での一定の対応に加えて他医療機関等と連携して日中のみ対応） 5: 有り（自院での一定の対応に加えて他医療機関等と連携して24時間対応）	自院において在宅患者に対して個別に連絡先の共有をおこなうなど何らかの対応をされている場合は一定の対応をおこなっているものとして該当する項目をご選択ください。なお、「他医療機関等と連携」とは、自院以外の医療機関や専門のコールセンター等と協力し、在宅患者に対する連絡体制を確保していることを指します。
	【「有り」を含む選択肢選択時】 連携医療機関名称（最大8つ） 連携訪問看護ステーション名称（最大8つ）	(記入)	医療機関、訪問看護ステーションの名称は省略せずにご記載ください。法人立の場合は法人名についてもご記載ください。 (記載例) ○○法人XX病院 XXクリニック ○○法人XX訪問看護ステーション	

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (3) 在宅医療の提供

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
3	自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況	在宅患者に対する往診体制の確保状況	0 : 無し（意向無し） 1 : 無し（意向有り） 2 : 有り（自院で日中のみ） 3 : 有り（自院で24時間） 4 : 有り（自院での一定の対応に加えて他医療機関と連携して日中のみ対応） 5 : 有り（自院での一定の対応に加えて他医療機関と連携して24時間対応）	在宅患者に対する往診体制を確保している場合は、選択値「有り」の中で該当する項目をご選択ください。自院において在宅患者に対する往診体制を確保するために何らかの対応をされている場合は一定の対応をおこなっているものとしてご回答ください。
		【「有り」を含む選択肢選択時】連携医療機関名称（最大8つ）	（記入）	医療機関の名称は省略せずにご記載ください。法人立の場合は法人名についてもご記載ください。 (記載例) ○○法人XX病院 XXクリニック
4		在宅患者に対する訪問看護体制の確保状況	0 : 無し（意向無し） 1 : 無し（意向有り） 2 : 有り（自院で日中のみ） 3 : 有り（自院で24時間） 4 : 有り（自院での一定の対応に加えて訪問看護ステーションと連携して日中のみ対応） 5 : 有り（自院での一定の対応に加えて訪問看護ステーションと連携して24時間対応）	在宅患者に対する訪問看護の体制を確保している場合は、選択値「有り」の中で該当する項目をご選択ください。自院において在宅患者に対する訪問看護体制を確保するために何らかの対応をされている場合は一定の対応をおこなっているものとしてご回答ください。
		【「有り」を含む選択肢選択時】連携訪問看護ステーション名称（最大8つ）	（記入）	訪問看護ステーションの名称は省略せずにご記載ください。法人立の場合は法人名についてもご記載ください。 (記載例) ○○法人XX訪問看護ステーション

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (3) 在宅医療の提供

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
5	自院における訪問診療の診療報酬項目の算定状況	在宅患者訪問診療料（Ⅰ）1の算定回数	NDBプレプリント項目	「C001 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）1」の状況について、算定回数をご回答ください。
6		在宅患者訪問診療料（Ⅰ）1のレセプト件数	NDBプレプリント項目	「C001 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）1」の状況について、レセプト件数をご回答ください。
7		在宅患者訪問診療料（Ⅰ）2の算定回数	NDBプレプリント項目	「C001 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）2」の状況について、算定回数をご回答ください。
8		在宅患者訪問診療料（Ⅰ）2のレセプト件数	NDBプレプリント項目	「C001 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）2」の状況について、レセプト件数をご回答ください。
9		乳幼児加算の算定回数（在宅患者訪問診療料（1）・（2））	NDBプレプリント項目	「C001 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）」及び「C001-2 在宅患者訪問診療料（Ⅱ）」に併せて算定される乳幼児加算の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。
10		在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の算定回数	NDBプレプリント項目	「C001-2 在宅患者訪問診療料（Ⅱ）」の状況について、算定回数をご回答ください。
11		在宅患者訪問診療料（Ⅱ）のレセプト件数	NDBプレプリント項目	「C001-2 在宅患者訪問診療料（Ⅱ）」の状況について、レセプト件数をご回答ください。

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (3) 在宅医療の提供

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
12	自院における訪問診療の診療報酬項目の算定状況	在宅時医学総合管理料の算定回数	NDBプレプリント項目	「C002 在宅時医学総合管理料」の状況について、算定回数をご回答ください。
13	自院における往診の診療報酬項目の算定状況	往診料の算定回数	NDBプレプリント項目	「C000 往診料」の状況について、算定回数をご回答ください。保険医療機関の所在地と患者の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合、又は海路による往診を行った場合で、特殊の事情があったときの往診料（特別往診料）を算定している場合は、当該算定回数も含めてご回答ください。
14		夜間往診加算の算定回数	NDBプレプリント項目	「C000 夜間往診加算」の状況について、算定回数をご回答ください。
15		深夜往診加算の算定回数	NDBプレプリント項目	「C000 深夜往診加算」の状況について、算定回数をご回答ください。
16		休日往診加算の算定回数	NDBプレプリント項目	「C000 休日往診加算」の状況について、算定回数をご回答ください。
17		緊急往診加算の算定回数	NDBプレプリント項目	「C000 緊急往診加算」の状況について、算定回数をご回答ください。
18		往診時医療情報連携加算（往診料）の算定回数	NDBプレプリント項目	「C000 往診時医療情報連携加算（往診料）」の状況について、算定回数をご回答ください。

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (3) 在宅医療の提供

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
19	自院における訪問看護の診療報酬項目の算定状況	在宅患者訪問看護・指導料の算定回数	NDBプレプリント項目	「C005 在宅患者訪問看護・指導料」の状況について、算定回数をご回答ください。
20		在宅患者訪問看護・指導料のレセプト件数	NDBプレプリント項目	「C005 在宅患者訪問看護・指導料」の状況について、レセプト件数をご回答ください。
21		同一建物居住者訪問看護・指導料の算定回数	NDBプレプリント項目	「C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料」の状況について、算定回数をご回答ください。
22		同一建物居住者訪問看護・指導料のレセプト件数	NDBプレプリント項目	「C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料」の状況について、レセプト件数をご回答ください。
23		精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）の算定回数	NDBプレプリント項目	「I012 精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）」の状況について、算定回数をご回答ください。
24		精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）のレセプト件数	NDBプレプリント項目	「I012 精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）」の状況について、レセプト件数をご回答ください。
25		精神科訪問看護・指導料（Ⅲ）の算定回数	NDBプレプリント項目	「I012 精神科訪問看護・指導料（Ⅲ）」の状況について、算定回数をご回答ください。
26		精神科訪問看護・指導料（Ⅲ）のレセプト件数	NDBプレプリント項目	「I012 精神科訪問看護・指導料（Ⅲ）」の状況について、レセプト件数をご回答ください。
27	自院における訪問看護指示料の診療報酬項目の算定状況	訪問看護指示料の算定回数（精神科を含む）	NDBプレプリント項目	「C007 訪問看護指示料」及び「I012-2 精神科訪問看護指示料」の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。
28	自院における在宅看取りの実施状況	看取り加算または在宅ターミナルケア加算のレセプト件数	NDBプレプリント項目	「C000 往診料」及び「C001 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）」「C001-2 在宅患者訪問診療料（Ⅱ）」に併せて算定される看取り加算または在宅ターミナルケア加算の状況について、レセプト件数の合計値をご回答ください。
29	特記事項	特記事項	(記入)	2号機能「在宅医療の提供」の項目においてご回答いただいた内容について、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）を通じて情報提供することができます。

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (4) 介護サービス等と連携した医療提供

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
1	介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況	主治医意見書の作成	0: 無し（意向無し） 1: 無し（意向有り） 2: 有り	<p>自院において前年の1月1日～12月31日までの間において主治医意見書を作成している場合は、「有り」をご選択ください。</p> <p><主治医意見書> 介護保険法では、被保険者から要介護認定の申請を受けた市町村は、当該被保険者の「身体上又は精神上の障害(生活機能低下)の原因である疾病又は負傷の状況等」について、主治医から意見を求めることがされている。主治医意見書は、この規定に基づき、申請者に主治医がいる場合には、主治医がその意見を記入するもの。</p>
2		介護支援専門員や相談支援専門員と相談機会の設定・サービス担当者会議等への参加	0: 無し（意向無し） 1: 無し（意向有り） 2: 有り	<p>介護支援専門員や相談支援専門員との相談機会又はサービス担当者会議やそれに類似する会議に、前年の1月1日～12月31日までの間において参加した場合は、「有り」をご選択ください。</p> <p><サービス担当者会議> 介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議。または、相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために、利用者及びサービス利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議。</p>

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (4) 介護サービス等と連携した医療提供

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
3	介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況	地域ケア会議・市町村の在宅医療介護連携推進事業による協議の場への参加	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り） 2：有り	<p>地域ケア会議又は市町村の在宅医療介護連携推進事業による協議の場に、前年の1月1日～12月31までの間において参加した場合は、「有り」をご選択ください。</p> <p>＜地域ケア会議＞ 市町村等が主催し、地域包括システムの深化・推進に向けて、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備のための地域の関係者による会議。 ①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能を有する。</p>
4		居宅療養管理指導の対応	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り） 2：有り	<p>前年1月1日～12月31日の間に居宅療養管理指導を実施している場合は、「有り」をご選択ください。</p> <p>＜居宅療養管理指導＞ 要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限り居宅で、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士又は歯科衛生士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るもの。</p>
5	介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況	在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定回数	NDBプリント項目	「C011 在宅患者緊急時等カンファレンス料」の状況について、算定回数をご回答ください。

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (4) 介護サービス等と連携した医療提供

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
6	介護保険施設等における医療の提供状況	介護保険施設等における医療の提供体制	0: 無し（意向無し） 1: 無し（意向有り（入所者の病状が急変した場合等に常時相談を受ける体制）） 2: 無し（意向有り（入所者の病状が急変した場合等に介護保険施設等からの診療の求めに応じて常時診療を行う体制）） 3: 無し（意向有り（入所者の病状が急変した場合等に入院を要すると認められた介護保険施設等の入所者の入院を原則受け入れる体制）） 4: 有り（入所者の病状が急変した場合等に常時相談を受ける体制） 5: 有り（入所者の病状が急変した場合等に介護保険施設等からの診療の求めに応じて常時診療を行う体制） 6: 有り（入所者の病状が急変した場合等に入院を要すると認められた介護保険施設等の入所者の入院を原則受け入れる体制）	<p>以下の対象施設において医療提供を行っている場合は、選択肢「有り」の中で該当する項目をご選択ください（複数選択可）。上記の対応は行っていないが、今後、対応を検討している場合は、選択肢「無し（意向有り）」の中で該当する項目をご選択ください（複数選択可）。</p> <p><対象施設></p> <p>介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム</p>
		【「有り」を含む選択肢選択時】協力医療機関となるいる介護保険施設等の名称（最大8つ）	(記入)	協力先施設の名称は省略せずにご記載ください。

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (4) 介護サービス等と連携した医療提供

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
7	介護保険施設等における 医療の提供状況	自院において主治医として管 理している施設入居中の患者 数	0：0人、1：1～10人、 2：10～30人、…、8： 301人以上	主治医や配置医として管理する高齢者施設等（介護老人 福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設 入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老 人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設）に入居中の 患者数について、該当する項目をご選択ください。なお、患 者数は当年度の1月1日時点です。
8		介護保険施設等連携往診加 算（往診料）の算定回数	NDBプレプリント項目	「C000 介護保険施設等連携往診加算（往診料）」の状 況について、算定回数をご回答ください。令和6年度診療報 酬で新設された診療行為であることから、10か月分（令和6 年6月～令和7年3月）の状況をご回答ください。
9		協力対象施設入所者入院加 算の算定回数	NDBプレプリント項目	「A253 協力対象施設入所者入院加算」の状況について、 算定回数をご回答ください。令和6年度診療報酬で新設さ れた診療行為であることから、10か月分（令和6年6月～令 和7年3月）の状況をご回答ください。
10		緊急時施設治療管理料の算 定回数	NDBプレプリント項目	介護老人保健施設入所者に対して算定する「緊急時施設 治療管理料」の状況について、算定回数をご回答ください。
11		緊急時施設治療管理料のレ セプト件数	NDBプレプリント項目	介護老人保健施設入所者に対して算定する「緊急時施設 治療管理料」の状況について、レセプト件数をご回答ください。
12		施設入居時等医学総合管理 料の算定回数	NDBプレプリント項目	「C002-2 施設入居時等医学総合管理料」の状況について、 算定回数をご回答ください。

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (4) 介護サービス等と連携した医療提供

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
13	地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況	地域の医療介護情報共有ネットワーク（システムを含む）の仕組みへの参加 【「有り」を選択時】 参加している情報共有ネットワーク	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り） 2：有り (記入)	地域における医療や介護に関する情報共有の枠組みや、ICTを用いた患者情報の共有ネットワークに参加している場合は、「有り」をご選択ください。（電子カルテの情報共有システムへの参加やコミュニケーションツールの活用などが挙げられます。） 「地域の医療介護情報共有ネットワーク（システムを含む）の仕組みへの参加」について「有り」を選択した場合、回答してください。
14	ACPの実施状況	人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン等を踏まえた適切な意思決定支援に関する指針策定の状況	0：未策定 1：策定済	人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインを踏まえた適切な意思決定支援に関する指針を策定している場合は、「策定済」をご選択ください。ガイドラインは、以下URLをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-ja/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197701.pdf
15	特記事項	特記事項	(記入)	2号機能「介護サービス等と連携した医療提供」の項目においてご回答いただいた内容について、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビ）を通じて情報提供することができます。

(参考) 報告項目一覧

2号機能 (5) その他の報告事項

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
1	健診	法定健診・検診	0：該当無し、1：特定健診、…8：産婦健診、9：骨粗鬆症検診、10：肝炎ウイルス検診	健診の実施状況に関して、該当する健診があれば当該項目をご選択ください（複数選択可）。
2	予防接種	定期予防接種	0：無し 1：有り	定期予防接種を実施している場合は、「有り」をご選択ください。 <定期予防接種> A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長の指示を受け期日又は期間を指定して実施する予防接種。
3	地域活動	学校医・園医、産業医、警察医	0：無し 1：有り	自院において学校医・園医、産業医、警察医として勤務する医師がいる場合は、「有り」をご選択ください。
4		臨床研修医の教育・研修	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り） 2：有り 3：有り（追加の受け入れ可能）	臨床研修医の教育・研修（基幹型臨床研修病院（大学病院含む）、協力型臨床研修病院（大学病院含む）、臨床研修協力施設）を実施している場合は、「有り」をご選択ください。すでに実施していて、追加の受け入れが可能な場合は、「有り（追加の受け入れ可能）」をご選択ください。今後、対応を検討している場合は、「無し（意向有り）」をご選択ください。
5	学生・研修医・リカレント教育等の教育活動	総合診療専門研修プログラムへの参加	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り） 2：有り 3：有り（追加の受け入れ可能）	すでに実施していて、追加の受け入れが可能な場合は、「有り（追加の受け入れ可能）」をご選択ください。今後、対応を検討している場合は、「無し（意向有り）」をご選択ください。 <総合診療専門研修プログラム> 一般社団法人日本専門医機構が認定する総合診療専門医研修プログラムのこと。
6		総合診療専門研修プログラム以外のリカレント教育・研修（派遣の受入れ、雇用等）プログラムへの参加	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り） 2：有り	総合専門医研修プログラム以外のリカレント教育・研修プログラムに参加し派遣の受入れや雇用等をおこなっている場合は、「有り」をご選択ください。今後、対応を検討している場合は、「無し（意向有り）」をご選択ください。
7	特記事項	特記事項	(記入)	その他特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）を通じて情報提供することができます。

かかりつけ医機能報告制度 が始まります！

令和8年1～3月に、都道府県に対して
かかりつけ医機能報告を行うようお願いします

報告を行う対象医療機関

- 特定機能病院及び歯科医療機関を除く、全ての病院・診療所が対象です。

医療機関の実施事項

報告

毎年1～3月に、かかりつけ医機能の内容について都道府県にご報告をお願いします。

※原則、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告となります。

※かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無も報告事項となります。

院内掲示

かかりつけ医機能を有する医療機関の要件として、**報告したかかりつけ医機能の一定の内容を院内掲示**する必要があります。

※G-MISにおいて、院内掲示用の様式例を出力できるようにシステム開発を行う予定です。

患者説明

おおむね4ヶ月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、患者・家族から求めがあったときは、治療計画等についてご説明をお願いします。

※かかりつけ医機能を有する医療機関は、原則、医療法に基づく患者への説明が努力義務となります。

詳しい情報は厚生労働省ホームページへ



厚生労働省「かかりつけ医機能報告制度」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html



かかりつけ医機能報告制度の概要

制度の目的

- かかりつけ医機能報告制度は、地域で必要とされるかかりつけ医機能の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることを目指すものです。
- 多くの医療機関に参画いただき、地域で必要なかかりつけ医機能を確保することが重要であり、各医療機関からの報告を受けて、地域で協議を行い、不足する機能を確保する方策を検討・実施していくことが特に重要です。



ご報告いただく内容

- ご報告いただくかかりつけ医機能の内容は、下記のとおりです。

※報告事項の詳細等については、令和7年度中に、厚生労働省から報告マニュアルを発出する予定です。

1号機能

継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

[報告事項]

- 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示していること（★）
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無（有無を報告すれば可）
- 所定の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができる（★）
- 一次診療を行うことができる疾患
- 医療に関する患者からの相談に応じることができること（★） 等

※★：これらの項目を「可」と報告する医療機関は、「1号機能を有する医療機関」として2号機能の報告を行います。

2号機能

(1) 通常の診療時間外の診療、(2) 入退院時の支援、(3) 在宅医療の提供、
(4) 介護サービス等と連携した医療提供

[報告事項]

(1) 通常の診療時間外の診療

- 自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況
- 自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況 等

(2) 入退院時の支援

- 自院又は連携による後方支援病床の確保状況
- 自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況
- 自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況
- 自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況
- 特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数 等

(3) 在宅医療の提供

- 自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況
- 自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況
- 自院における訪問看護指示料の算定状況
- 自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況 等

(4) 介護サービス等と連携した医療提供

- 介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況
- 介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況
- 介護保険施設等における医療の提供状況（協力医療機関となっている施設の名称）
- 地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況
- A C P（人生会議）の実施状況 等

その他の報告事項

- 健診、予防接種、地域活動（学校医、産業医、警察業務等）、学生・研修医・リカレント教育等の教育活動 等